慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独逸社会政策理論前史：自由放任論と其の社会政策的批評
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.9 (1930. 9) ,p.1388(52)- 1478(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19300901-0052
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300901-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨逸社會政策理論前史

——自由放任論と其の社會政策的批評——

奥井復太郎

自由主義經濟學の批判として生れたものに社會主義理論と現代社會政策理論との兩者がある。自由主義經濟學を資本主義經濟學と解すれば、社會主義のそれは、非資本主義であるのに對して社會政策的傾向は普通、資本主義的、乃至は妥協的と觀察せられてゐる。從つて社會主義理論が資本主義的教理に對して批判的である場合、當然社會政策理論に對しても批判的である。逆に、社會政策理論は自由主義に對して批評的であると共に社會主義に對しても同じく批評的である。此の論文は「社會政策」の何者たるかを理解する上に於いて、現代社會政策的傾向の誕生を理論史的に觀察せんとするものである。而して其の材料を獨逸經濟及び社會學說にとつた。更に又、此の稿に於いては、問題を反自由主義的の社會政策的方面に限つて社會主義的方面に對する批評には及ばない。此の問題は他日の機會に讓る。同じく、社會政策理論の後段の發展及び之れに對する非難等も別稿に讓る。自由放任主義の發展より之れに對する批判の經路を示したのが本稿であつて「獨逸社會政策理論前史」と名づけ、自由放任論の大要を論じて、其の根本に於いて、社會政策的理論が如何樣に批判的であるかを述べるものである。

本稿は Hans Gehrig: Die Begründung des Prinzips der Sozialreform. Eine literar-historische Untersuchung über Manchestertum und Kathedersozialismus. に負ふ所が多い。（昭和五年八月二十五日）

一

經濟政策理論の根據として其の背後に時の經濟學說の控ゆるは否定すべくもない。「如何に在るか」は轉じて「如何になすべきや」に最も重要な影響を與へる。自由放任の經濟政策が、所謂自由主義經濟學派と稱せられる、正統派經濟學派に負ふ所多きは周知の如くである。自由放任の經濟活動がブルノオ・ヒルデブラントの云へるが如く、「交易市場に於ける非道義的な行爲」であるか否かには疑問が殘るで

あらうが「自利の追究は許されると云ふ丈けでなく、自然法的必然だ」と云ふスミス學派の經濟理論の内にかゝる經濟活動は其の承認を見出すものであり、即ち自から科學的原理をそなへてゐると觀察することは當然である。唯之れが果してヒルデブランドの言葉の如く「最も惡い事」(das schlimmste) であるか否かは頗る疑問である(註一)。

所謂自由貿易論者(Freihändler)更に一般的に云へば自由放任論者は、元來經濟政策上に於ける一個の黨派であり、政策上の實際運動的集團に過ぎぬものであるが、斯くの如くして、自由主義經濟學者の教理に其の科學的根據を持ち得たものであり、又、その爲めに最も有力な影響を殘したものでもある。英國に於けるマンチェスタア派の運動が大體から云へば、アダム・スミスを首班とする古典派經濟學――自由主義經濟學に負ふたるが如く、獨逸に於ける自由貿易論者も其の理論をアダム・スミス及び佛蘭西の經濟學者バスティアに負ふものである(註二)。

獨逸に於いては十八世紀に屬する自由貿易論者(自由放任論者)を見出し得ない。問題はアダム・スミスの學說が普及するに連れて、漸次重商主義的な官房學派的見解より自由主義的見解へと推移して行つた。此の時代と此の傾向とに屬するものは Soden. Sartorius. von Jakob. Fr. E. Lotz 等である。

しかし同時に、後期自由貿易論の意義を誇張したマンチェスタア派の傾向を、既に示してゐた著者を擧ぐれば、商業の讃美者にして、其の絕對的自由を說く Stutzmann (System der Politik und des Handels von Europa. 1806) の如き、社會經濟の體系と商業とを結びつけた Murhard (Theorie und Politik des Handels, ein Handbuch für Staatsgelehrte und Geschäftsmänner. 1831) の如きがある(註三)。

獨逸に於けるアダム・スミスの有力なる影響に就いては、種々の著者によつて語られてゐる。しかし其の主著「國富論」が包藏する所說が所謂スミス主義として普及し初めたのは九〇年代後半以後で、十九世紀に入るや、此の傾向は急激な發展を見、之れを根據として、自由放任は最も自然的、最も理想的なるものと觀る見解が一般に瀰蔓して來た(註三)。

しかし本稿に於いて語らんとする獨逸自由放任論に於いてはスミスよりも更に有力明確な代表者がある。それは前述した佛蘭西經濟學者のバスティアであ

る。スミスの影響は偉大であつたが、獨逸及び佛蘭西の自由貿易論者は英國の文獻に就いては恐ろしく通じてゐない風がある。スミスの影響はありながら、リカアドオの所說は無影響に等しいと云つてよい。反之、バスティアの影響は著しいものがある。蓋し獨逸自由貿易論者中の第一人者プリンス・スミスその人がバスティア派の論客であつたからである（註四）。

註一　Br. Hildebrand: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 1863. Bd. I. S. 17.

註二　R. Wilbrandt: Die Lehre von der Verteilung des Produktionsertrag. S. 16. 獨逸自由貿易論派は科學的方面よりは實際的方面で勢力を有し、資本主義を獨逸に完成せしむるに努力したものである、……しかし獨逸經濟學の發展に對する此の派の貢獻、即ちバスティア及び英國穀物條令廢止同盟運動の宣傳文書から彼等が得た議論の價値は學史上では僅かにラサルをして Herr Bastiat-Schulze-Delitzsch の書に嘲弄をほしいまゝならしめた位のものである。

註三　Karl Rathgen: Ansichten über Freihandel und Schutzzoll in der deutschen Staatspraxis des 19. Jahrhunderts. S. 4.

Becker: Das deutsche Manchestertum. S. 60.

P. Mombert: Soziale und Wirtschaftspolitische Anschauungen in Deutschland. S. 9.

Wilhelm Bickel: Die ökonomische Begründung der Freihandelspolitik. S. 128.

アダム・スミス國富論の獨譯中最初の良書は Chr. Garve 版（一七九四―六年）である（前掲 Bickel）

註四　Bickel: Die ökonomische Begründung. Kap. 7. Die Freihandelsschule Deutschlands und Frankreichs.

二

先づ一應バスティアの經濟論の概抄を窺ひたい、勿論純經濟學說の全般を問題とするものではなく、彼の理論中自由放任論に導かれる可き部分を略述する（註一）。

バスティアに從ふと二つの力が經濟的發展を支配する、その一つは個人的關心であり、個性の征服せられ得ざる力で、吾々を一の進步より他の進步へと進めるもの、而して同時にその進步を吾々の爲めにのみ役立しめんとする所の力である。之れに對して第二のものは自由競爭で、あらゆる進步を個人の所有より全人類の共同の所有にうつす爲めに、是等の進步を規律する、同じく除き難き力である。此の二つの力を人は各々兎角に批評する事を得るが、此の兩者の合作用に於いて、社會の調和が成立する。

此の二つの力は自然法則に基くものにして、此の二法則が阻害なく支配する所に調和が成立する。之れがバスティアの代表作 Harmonies Economiques の根本原理

である。

故に社會に弊害のある場合、不調和の生じてゐる場合は、是等自然法則に基く自由が充分許されてゐない故である。彼は「所謂、社會問題」が起り、「同胞の最大部分の悲境」が存在する事を否定しない。唯、是等の狀態は、自然的必然によるものでも無ければ、自然法則の結果でもない。何故なれば是等の法則及び勢力は唯だ調和的作用を齎す丈けで、「均等と改良」とを齎す作用をする、換言すれば「人間をして常に前進的な上昇的發展に近づかしめる」作用に外ならないからである。故に前記の如き『弊害は國家權力の永久的努力、社會上の自然法則の自由なる作用を妨げる、人爲的國家組織の永久的なる努力の結果である』と云ふを得る。故に、個人的行動を抑壓する國家權力の支配及び干渉は、除かれねばならぬ。國家或ひは政府の正當なる活動性は正義の保持に配慮するに留められる可く、經濟上の行動範圍からは國家權力の干渉が排除せられねばならぬ。「自由に任さしめよ」とは「自由法則をして作用せしめよ」と云ふ事であり、「人が自然法則に適應するか、或ひは之れを害ふかによつて善或ひは惡が生ずる。換言すれば、各人が自已の正當なる範圍の內に留まり、相互に奉仕を、自由に且つ無抑壓に交換することを前提とするならば、利害關係は調和的なものである。」「吾人は自由交易の國民經濟上及び道義上の作用に、靜かに任せおけばいゝ、各人は各々の眞の關心を把持すれば、それで以つて充分である。」

斯くの如きがバスティアの信念の要領であり、獨逸マンチェスタア派の世界觀の柱石である。即ち、ドグマとして證明を必要としない調和論的信仰、個人的關心は人間の社會性の大なる發條である、競爭は進步の恩惠を萬人に享有せしめる、との確信、此の二個、即ち利己的關心と自由競爭とは否定すべからざる自然力であつて、之れが妨害されずに作用し、且つ適法なる限界を越えないと云ふ第二の前提の下にあれば、社會の弊害は全く除かれるに到る。國家は正義保護の仕事に局限されるが、其の活動如何に依つては或ひは又此の調和を亂すにも至るものである。此の一般的原則は個別的場合に同じ效果を以つて作用する。資本をしてそれ自體の傾向及び所有者の嗜慾に從つて發生せしめ增殖せしめ倍加せしめるならば、資本と勞働との間には、調和的關係が生れる、何故なれば、利子率漸減の傾向を承

認してバスティアは、總生產額に對して參加せる資本の絕對量は增加するが相對的割合は減少する、之れに反して總收穫に對する勞働者の參加分前は絕對的にも相對的にも增加する、斯くの如きが「資本なるものゝ驚異す可き曲げ難き法則なのである」。故に『資本家並びに勞働者よ、互ひに反抗復讐の風を以つて敵視する事はない』と（ハルモニース・二五二頁）（註二）。

斯くの如く社會的調和は自由なくしては不可能である。自由とは程度の問題でなくて一個の原則である。此の自由によつて何を意味するかと云へば、社會上に於ける自然法則の支配、行動の自由、自己の關心によつてのみ働く經濟上の行動の自由等が之れである。

英國古典派經濟學の基調が自由主義にあり乍ら、古典派經濟學はアダム・スミスの樂觀的傾向を除けばその以後の傾向がマルサス、リカアドオと悲觀論的調子を帶びて來てゐるに對して、こゝには又勇敢に自由主義的樂觀的社會觀をバスティアは絕叫してゐるのである（註三）。

フライハンデルの問題を中心として考察してゐる此の稿に於いてバスティアの經濟論を詳細に亘つて研究する必要はない。ウォルブラントの批評の如く、バスティアの經濟論は獨逸經濟學發達史上に、ラサルの然かも極めて嘲笑的な書名によつて記憶せられる丈けのものであるかも知れない。經濟學史的考察も加へれば彼の方法論にも及ぶを得よう。彼バスティアは實際に於いては兎に角、意向に於いては純經濟學的なるものを倫理的なるものとを區別する丈けの志を示してゐた（註四）。

例へば『個人的關心なる言葉は、人間の組成から發生する一般的且つ爭ふ可からざる一事實に對する言葉であつて「利己主義」と云ふ言葉が持つ樣な批判的判斷のものではない』と注意してゐる。批判的判斷の問題は經濟學に屬するものでない。バスティアの言葉としては相當引用せられる位、著名なる言に、經濟學の主題は人間である、然かもそは人事の全部門を悉く抱擁するものではない、單に個人的利益の冷かなる領域のみが斯學に殘されてゐる丈けである、と云ふ文句がある。（ハルモニース第二章）他の人間行爲には、宗教的感情、肉親的性慾的愛又は友愛其の他同情的動機がある。しかし是等のものは經濟學には屬しない。恐らく道德哲學に

屬す可きであらう、道德哲學は其の姉妹たる經濟學に人間行爲の個人的利益による冷かな領域を殘し與へた。しかしバスティアの本心は愛他的動機及びその行爲も慧智なる利己的行爲に外ならぬと看做すのであり、こゝに政策上の自由放任論者が判斷の上で最後に依據してゐる信念上の根據が在るのわけである。

が、兎に角バスティアは科學の責務としては「人間を觀察しその組織の法則及び之れより生ずる社會的關係を考察する事」であるとしてゐる。又バスティアが社會的關係と解釋する所は「交易なる一言の內に全經濟が橫つてゐる」（八八頁）事より推して、社會的關係とは彼及びその信奉者にとつては、經濟的關係以上のものでは無いと思はれてゐる。社會協同體の本質は經濟上の關係を抽摘することによつて特色づけらるゝと信じてゐた（註五）。

かゝる社會經濟觀から社會政策的活動の理論が引き出せないのは當然である。第一に自然法の作用が頑强に控へてゐる。自利追及が自然的必然的に調和を生ぜしめると云ふ見解では、干涉的活動を內容とした社會政策の成立する餘地はない。殊に變革的發展的社會動態の形式及び理論が示されてゐない故に「或る條件」を附して自由拘束の論據を立てるを得ない。故に之れが自由貿易論者の手に入つて實際運動の理論となり、資本主義興隆の旗印となつたのに不思議はない。如何にバスティアが科學と政策と、觀察と判斷との區別を說いた所で、彼の經濟學の根柢に橫る社會觀は、彼の科學的研究を實際運動への武器として貸與するを阻止し得なかつた。此の意味に於いて本稿も先づ、獨逸自由貿易論者中その棟梁であり、又バスティアの主書の飜譯者であり、從つてその影響を最も强く受けたと思はれるプリンス・スミスの所說に移らうとする。バスティアの影響は佛蘭西に於いて僅少で寧ろ獨逸に於いてその發育を助く可き沃土を見出した。此の播種及び發育を助けたものが、其の主義の爲めに晚年迄（一八七四年）活躍したジョン・プリンス・スミスである（註六）。

註一　バスティアの經濟論に就いては、
高橋誠一郎『經濟學史』（現代經濟學全集）二九〇—三〇〇頁
Gide and List: History of economic Doctrines. Book III.
Liberalism Ch. I. The Optimists 322-ff.
Hans Gehrig: Die Begründung. Abschnitt. II. i.

註二　Max Wirth: die soziale Frage (Diehl und Mombert; Ausgewählte Lesestück. Sozialpolitik. S. 76) は之れを同じ説を示してゐる。
Gide and List: History. S. 340.
バスティアの利率論とリカアドオの勞賃對抗論との關係に就いては Gehrig: S. 50. Wilbrandt: Die Lehre von der Verteilung Ss. 12. 15.

註三　高橋誠一郎二八八頁
Gide and List: 322-324.
Wilbrandt: Die Lehre.

註四　H. Gehrig: Die Begründung. S. 100.

註五　高橋誠一郎　二九一、二九三頁

三

プリンス・スミス（一八〇九―一八七四年）はバスティアの主著の譯出（註一）に先立つて一八四八年フランクフルト・アム・マインの國民議會に「交易の制限に對する保護請願」（註二）を提出してゐるが、（八月十二日）此の中に彼の全傾向が既に物語られてゐる。即ち「商業制限の理論は、個々國民に異つた對立的利益を持つものだと云ふ誤つた見解に基くものである。」實際に於いて彼等の利益は同似のもので『國際交易を阻害する事によつて一國民の所得を確保せんとする迷妄は、國家及び國民經濟の自然法に背馳する』。『完全なる自由交易が社會生活にとつて唯一の眞實なる組織原理である』と述べてゐる。

凡ての自由放任論者の考へと同樣に、プリンス・スミスに於いても自由の體系は滿足す可き經濟上の成果を到來させるものとされてゐる。即ち勞働の生產力の增進、彼の言葉を以つてすれば「生產の豐饒」を到來せしめ更に又道德的要求を滿足させる樣な社會組織即ち正義に基礎を有する社會組織を實現するのである（註三）。從つて個人は如何に行動す可きかの點に於いては、彼及び自由貿易論者は「各人をして、自己の幸福をその力の限りに從つて進め得さしめるの自由」を許し與へる。各人の幸福は各人自からが最もよく知る、經濟上に於いて絕對に自由を許す時は、各人は最善の洞察と各々の力とに從つて最大の利益を爲さんと努力する。かく自己の利益を無制限に追及しても決して他人への害とはならない。かゝる害こそは壓制がなければ生じ得ないものである（註四）。『自由なる市場交易をすれば何人も自分の利益を進めると同時に他人の利益をも進めないでおくと云ふわけには行かぬものである。』故に自由貿易或ひは自由放任論者にとつては、經濟關係を

純個人主義的に見る事が重要なのである（註五）。

同時にいづれの自由主義者にも共通な點であるが、彼等の所說は生產增進第一主義である。人間勞働力の給付能力の增進を少くとも重要な目的としてゐる（註六）。故に此の爲めには經濟活動に於ける個人の自由を尊重し之れを放任すれば其の目的を達すると云ふ。以下如何に之れを說明するか、プリンス・スミスの所說に就いて窺ふであらう。

資本主義の成立と共に無產勞働者の發生して所謂勞働問題が即社會問題として現はれて來た。こゝに當然論戰が岐れる、勞働問題の存在を否定する者、之れを肯定して社會問題と爲す者。プリンス・スミスは其の論文「所謂勞働問題」の標題の示す樣に社會問題としての勞働問題の存在を否定するのである（註七）。

より豐かな滿足を享有し得る條件を具備した者の數は、目下の所、成程少數ではあるが、勞働階級にとつて今日では可なり生活の快適に添ふる財が手に入り易すくなつてゐるし、又是等の財たるや以前には資力なきものは空しく拱手して眺めておらねばならなかつたものである（前揭書三四頁）。又簡單に勞働階級の困窮を云々す可きものではない。窮貧と社會問題とは同一物ではないのである。プリンス・スミスは敎養ある者と無敎養の者、資本制經營の內に整列された者と、その埒外に殘された者との區別を勞働者階級の中に識別する。前者即ち資本制經營の組織の內部に整列編入された勞働者はその力を資本によつて充分支持され、從つて生活が窮すると云ふ事は全くない。何故かと云へば、是等の勞働者を給養する事は、資本家の自利を進める、蓋し彼等は資本餘剩を產出するが、此の餘剩丈けが資本家の利益となるからである。眞實饑餓に瀕せる者は、その勞働力が資本によつて支持されない者、從つてその勞働力が充分なる產出をなさざる者、前經濟階段に止まり立つ者であつて、是等を現在有力の經濟經營に編入せんには目下の資本では不足である、かう云ふ事情にある者が本當に困窮に陷つてゐる者である。しかし若し國家が生產收益の中多くを貪食する事さへなければ、或ひは是等凡べての人々を働かせる爲めに、經濟活動に充分完全なる自由があれば資本は容易且つ急速に夥しく形成されるのである』（註八）。

此の所說に吾々は資本存在量が勞働者使役の量を決定すると云ふ說を見出す、

又如何に後年主として米國の經濟學者の唱へる生産力說なるものに類似の見解が潛んでゐるかを見出す。第一の點即ち勞銀基金說に關する部分に就いては後段述べる。こゝにはプリンス・スミスが分けた勞働者の區別を更に進めて企業勞働と執行勞働の區別を論じたい。

プリンス・スミスは獨逸資本主義發展期の代表者として資本家又は企業家の有する企業才能を非常に重く見る。勞働者の肉體的勞働は、同時に資本をも補助材料として用ひてゐる企業家の組織的行爲によつて始めて、より高い生産性を得る。自由放任論者に從ふと此の企業能力及び活動が今日なほ充分に評價されてゐないのである。經濟生活にとつて重要な資本は(或ひは此の增加が宏く一般の人々に福祉を援けると思はれてゐるが)資本と相結合した精神的肉體的勞働の總所産から成立してゐる(註九)。此の總所産を增加或ひは減少する事に就いての能力を持つた企業能力、所謂精神的勞働は、成程、高く評價されなければならない。之れに對して一般普通の勞働者は肉體的勞働を致す丈けに止まり、此の勞働は、企業家の精神的組織的行爲、及び資本(即ち殘し蓄へられねばならぬ、その爲めには充分な資本利潤が企業家に確保されてゐなければならぬ)資本の共同作用とに比較すれば企業收益に附加する事遙かに少ない。而して企業家或ひは傭主が自己の資本を增加し得れば、之れによつて勞働者の雇傭を增加し又勞働收益を增加し得るのである。

資本主義形成の初期獨逸に在つては、斯くの如く企業家能力が進步の鍵である。資本は新時代の代表者の如くに思はれた。資本主義と進步とは同意義で進步黨は資本主義的自由主義と相接してゐる(註一〇)。

『貧乏にして生産の弱劣な國を産業上の富裕なる生産力に迄上昇せしむる事は、企業家を養成し資本を蓄積せしむる事によつて生ずる。』國家又は公共團體の經濟組織が自から企業を經營する事によつてゞはない(註一一)。此の進步的發展の過程に於いて生ずる諸缺陷は此の過渡期の一時的現象か又は前資本主義階段の遺物である。窮厄は吾が經濟制度の結果ではなく、寧ろ此の制度が充分に發展しない爲めに生ずる所のものである。而して又資本增加は社會主義の考へてゐる樣に資本集中を伴はずに「增大しつゝある大資本」の形成と竝んで小資本家の數はな

ほ一層大なる比率で增加すると思はれる。

以上の見解によれば資本主義生產は決して人間勞働の價値の低下又は勞働者境遇の惡化に結果するものではないと思はれる。こゝに社會的調和の獨斷論が現はれる(註一二)。資本主義生產は大なる資本利潤と大なる勞働收益を意味する。元來低廉なる賃銀は決して傭主の一方的利己的申出のみによつて定められるものでなく、寧ろ資本不足の結果で、資本量が僅少なれば、勞銀基金說の敎ふる所によれば、勞銀は低廉ならざるを得ない。此の基金換言すれば資本量が增加すれば勞働に對する需要が增加し、自由競爭場裡にあつては賃銀の上昇を來す。故に賃銀の上昇を望む者は資本の急速な增加を翹望しなければならぬ。こゝに凡べてが企業精神と企業經營とを刺戟する樣に方向づけられる。即ち勞働使役者と勞働者との間には利害の調和が存するのである(註一三)。

勞銀賃金の增加が勞働者に利益を及ぼすには參加勞働者の數の增加を防がねばならない。勞銀鐵則の作用を否定しなければならない。生活の必要最低限度に對して生活標準の高低が論ぜられる。急激なる資本增加は、少くとも參加勞働者の數の增加に追ひつかれてはならぬ。勞銀鐵則によれば勞働者の賃銀が向上し生活がよくなれば子供が增加して勞働者の數を增加し從つて勞働力の供給を增大して勞銀の低下に資する。しかし勞働者が向上した生活を以つて最低とし、此の標準を遵守するならば、勞働力の供給を增加せしむる事なくして向上した地位を保ち得るはずである(註一四)。之れ生活標準說であつて、之れによつて勞銀鐵則の苛酷なる作用を免れ得るのである。勞働者の生活標準が高まり、資本の增加が行はれれば、勞働者は正さに黃金法則によつて左右されるものと云つて差支ないであらう。

斯くの如く、勞銀は普通考へられるが如く傭主側の優勢なる條件に基いて一方的に且つ勞働者にとつては壓迫的に定められるのではない。されば、彼プリンス・スミスは他の經濟上の自由と同じく、勞働契約上に於ける自由を主張する。

元來傭主と勞働者の間には經濟上の關係しか無い、少くとも此の關係をしか觀ない。一方は賃銀を與へ他方は之れを受ける。此の兩者の相會する所は勞働力の賣手と買手とが相會する所即ち勞働市場である。元來バスティアとプリンス・

スミスによれば社會關係は之れを單に經濟關係と見、經濟關係は交易關係であると考へられる。即ち、個人主義の社會觀を基礎としてゐるが故に、自由放任論者にとつては國民經濟は、個々の自己責任を負擔する單位經濟の併立に外ならぬ（註一五）。此の國民經濟の組織體が如何に複雜に見えても、彼等にとつてみれば其處には唯一の器官しか存在しない。それは即ち「市場」である。又同經濟内に於ける個々の交渉が如何に複雜に見えても、此の複雜なる關係には唯一個の接合點があるばかりである、即ちそれも「市場」である。故に市場の本質、交易關係が理解せらるれば、國民經濟生活の本體も理解され得る。即ち之れを要約すれば、社會生活は經濟關係に盡き、經濟生活は交易關係に盡きるのである。

故に勞働者傭主の關係も之れと同樣に勞働力供給需要の市場即ち勞働市場を中心として相會する兩當事者の關係に過ぎない。之れが唯一の接觸點であつて、勞銀とは勞働に對する賃料に外ならず、此の額の決定は一般價格のそれと同じく需要供給の關係に直接よるものである（註一六）。此の際契約締結にあたつて自由が認められてゐれば、即ち契約者の一方が他方より大なる權力を用ひてある種の契約決定を强うる事がなければ、如何なる契約の場合とも同樣に公正な價格が得られる。『資本家が無貯蓄者の樣に日々の饑餓に强要される事がないから自由勝手に勞働者の賃銀を決定する事を得ると云ふ樣な考方は、根本的に誤つてゐる。資本家と云ふ人間にしてみれば可なり待つ事が出來るが、彼の有する資本は之れを爲すを得ない。資本は勞働によつて不斷に運轉の中に置かれなければならない。故に唯の一瞬時なりとも休む事があれば、資本と云ふものは自からを貪り盡くしはじめるものである』（註一七）。故に兩者共に契約の諦結を希望する、其の代價決定は一般市場のそれと同樣な法則によるのである。

『當然買手は他の勞働希望者 Arbeitsuchenden が同一の給付に對して受取らんと用意してゐる額以上を之れに對して支拂ふものではない』。勞働の受ける代價が快適なる生活をするのに不足であるとするならば、之れは購買者が壓迫をするのでなくして、勞働希望者が然がするのである。

以上の所論から推して、若し社會問題と云ふものがあれば、それは唯に勞銀問題である。普通に云はれる社會問題とは、一般國民經濟の進展（之れは徐々な發展で

あるが)之れを俟たずに一氣呵成に唐突に勞働者の經濟上の境遇をよくし樣とする企なのである(註一八)。しかし此の問題にしても事情が以上の如くであれば「良心のある經濟論者」の忠言は「働け、そして節約せよ」と云ふ丈けである。かく爲す者は必ず經濟的に進歩する(註一九)。社會問題及び勞働問題は、調和論、自由發展の獨斷說に從つて云へば存在もしないし又重要な問題でもなく、又若し解決を要するとしても、國家又は他の公權力的干涉による可きものでないのである(註二〇)。

經濟的自由主義は窮極に於いて、あらゆる行爲に對する個人的責任を强調する。積極的國家活動を許す事は、個人の活動の範圍を狹少にし個人的責任負擔の觀念を弱からしめる。自己の境遇の惡しきを同時代人の不公正によるものなりと訴へる可きではない。そは自己の非經濟的措置によるか或ひは義務放擲に基くものと覺悟しなければならぬ。國家の援助は、社會主義者の要求する樣な國家の財政的援助にしても、いづれにもせよ自助精神を害ふものである。國民の大多數なる下層階級では、彼等に與へらるべき援助の期待がある場合には、自からの配慮に對する意志が此の期待に從つて減ずるものである。此の倫理的個人主義は、吾々は自から責任を負ふ、それ故に吾々は自由でなければならぬと云ふ勇敢なる倫理觀を以つてゐる。元來個人主義自由放任論は此の基礎に、人間性の最も高く大なる尊貴を認めてゐる。しかも此の高尚なる可き觀念が最も卑俗なる我利的物慾的資本主義精神及び其の制度と結びついてゐる事は誠に不思議と云はざるを得ない。

註一　John Prince-Smith 元來英國人にしてロンドンの生れ。其の著書は一八七七年より八〇年の間に友人 O. Michaëlis, Karl Braun の手に編纂され、三卷の全集となる。O. Wolff は第三卷々尾に彼の傳記ののせてゐる。

註二　Harmonies Économiques (1848) は同五十年プリンス・スミスの手にて獨譯さる、Bibliothek volkswirtschaftlicher Schriften 第一卷也。

註三　Petition "um Schutz gegen Beschränkung des Verkehrs" (O. Wolff's Lebensskizze-Prince-Smith's Gesammelte schriften. Bd. III. S. 281)

註四　Prince-Smith: Handwörterbuch von Rentzsch. S. 439. (後出)

註五　Gesammelte Schriften. I. Bd. S. 23.

註六　Handwörterbuch von Rentzsch. S, 439.

國民經濟上の難問題、即ち勞働問題に對する國民經濟論客の考へは、物財の不足が即ち勞働問題であると云ふ。故に其の解決に對する彼等の忠言は物資を澤山に生產する事にある。此の爲めには、知識、技能就中資本の增加が最も

必要である。（Die sogenannte Arbeiterfrage. Gesammelte Schriften. I Bd. S. 27）之れが經濟的文化の進展である。此の進展は人間の教育の效果に俟つ所多いが故に、其の進行は徐々である。

註七　Die sogenannte Arbeiterfrage. 1861. Gesammelte schriften. I. Bd. Ss. 26-42.

註八　Arbeiterfrage. Ss. 34-42.

註九　Prince-Smith: Herr Dr. Jho. Jacobi über das Ziel der Arbeiterbewegung 1870. (Vierteljahrsschrift für Volkswirtschaft, Politik und Kulturgeschichte. I. 66.) — Gehrig: Die Begründung. S. 111.

註一〇　Mombert: Soziale und wirtschaftspolitische Anschaungen. S. 14. 國民經濟は資本主義の時代に迄成長進出して來た、而して之れと共に經濟上社會上の諸關係に惹起された大なる變動は、若し經濟上の關係に於いてかくも完全なる自由が成立してゐなかつたならば、此の短期間に貫徹せられ得なかつたであらう。Waentig: Die gewerbepolitischen Anschauungen in Wissenschaft und Gesetzgebung des 19. Jahrhunderts. S. 3.

註一一　Herr Dr. Jacobi. Ss. 5. bwz. 6 und 3 und 19 ff.

前に述べた如く生産の補助手段は知識、技能、意思訓練、道具、機械及び貯藏等いづれも資本であつて、精神的人格的又は物的資本である。滿足手段の增加は生産補助手段の增加に依存し——經濟的進步は即ち資本の增加に俟つ。（Der Markt. S. 8）

註一二　增加する總生産額があれば、最下層階級に陷込んだ部分の人々でさえ、適度の慾望を快適に充たす事が出來る。最下層階級の窮乏は決して經濟法則の規定する所ではない。（Der Markt. S. 8）

經濟世界の生活は常に改善に進む間斷なき前進の法則の上に立つ。（Sogenannte Arbeiterfrage. S. 28）

註一三　勞銀基金說に就いては Arbeiterfrage. S. 30 ff. Der Markt S. 9. 參照。

註一四　勞働者は彼の全精神力（sittliche Kraft）を以つて生活滿足に就いての昔のより低い程度に戻り陷らざらん事に努力する。（Arbeiterfrage. S. 33. Der Markt. S. 20-21）此の邊の議論に就いては Die sogenannte Arbeiterfrage Ss. 30-33. 參照。

註一五　Der Markt: Gesammelte Schriften, I. Bd. Ss. 1-2. 同じく後出の意見に就いては同論文二十七頁參照。

註一六　Der Markt. S. 19.

註一七　Arbeiterfrage. S. 38-39.

註一八　Arbeiterfrage. S. 29.

註一九　Arbeiterfrage. Ss. 27. ff.

註二〇　自由放任論者の社會問題の解決策は勞働者教育と自助的制度の二つに盡きる。前者は德性と知識とを涵養し後者は相互相助け相警しむるの團體的機關である。（Diehl und Mombert: Ausgewählte Lesestück. Sozialpolitik. S. 4）

しかしゲーリッヒは此の點に重要な疑義をはさむ（Die Begründung. S. 115）プリンス・スミスが勞働者階級の經濟上の境遇改善に精神的力の必要を求めた事は彼等の主張する自然法的無意思的絶對性に對して文化的意思的要素が介入してゐる事を示す。自由に委ねれば社會は進歩する、必然的の此の進歩に勞働者も亦恩惠に浴し得る。しかし之れが爲めには、彼等勞働者は在るが儘では不可能である、そこに意志的向上的努力がなければならぬ。即ち教養と精神的向上の條件を必要とする。故に「經濟現象の自律的自然法」に委ねておけば自由の内に社會的調和が成立する、人爲的改革は不可不必要であるとの主張に對して此の點丈けでは、社會的勢力の影響の有力なるを認めたものと云へる。實際に於いて之れが自由放任論者の積極的政策中その唯一の政策となるのである。いづれにもせよ、社會問題の解決には、物質的政治的且つ精神的方面の力の協力を認める爲め、自然法主義に對して或る疑は殘る。

Die wirtschaftliche Lage der Arbeiter lässt sich nur dadurch bessern, dass die Arbeiter selber wirtschaftlich gebessert, an Besseres gewöhnt, wirtschaftlicher werden, Dies mag eine schwere Aufgabe sein, denn sie bedingt eine Hebung und Stärkung des sittlichen Willens, einen Erziehungsprozess, bei dem alle materiellen, geistigen und politischen Kulturhebel mithelfen müssen. (die sogenannte Arbeiterfrage. S. 31)

右章句の最後の文は政策論として當然の言葉である、しかしプリンス・スミス自體の調子は決して上流階級の倫理上の義務を云々するものにて無くて、唯勞働者の勤勉と知識とを强要する。こゝに依然、資本主義組織的な自由放任論の正體が窺はれる。從つて反自由主義理論に於ける程、此の精神的方面の意義は重要視されない。即ち物質的經濟的自然法的攝理を以つて、依然、始終する所以である。

四

獨逸自由貿易論者の理論的代表者プリンス・スミス及び其の理論的背景たるバスティアの所說は以上の如くである。今少しく當時の自由貿易運動の概觀を述べ、幷せて更に他の自由貿易論の諸論客の見解を窺ひたい。

ジョン・ロックに始まり、佛蘭西に入つてモンテスキュウ、ルッソオを經フィジオクラートに到り、更に英國アダム・スミスに最大の完成者を見出した自由主義的思潮は十八・十九世紀の推移期に於いて政治上經濟上の思想及び生活の上に同等な變革を及ぼした、獨逸にあつてもほゞ一八〇〇年を中心に跨がる二十年間に（奈翁戰爭の打擊と共に又起つてきた內政改革と結合して）國權的拘束の制度から自由主義制度への變轉が完成せられつゝあつた（註一）。

人格並びに身分の解放と共に身分制職業の廢止が經濟上の活動を盛大ならしめる事となり、職業自由(Gewerbefreiheit.)を確定した一八一〇年十一月二日の法律は強制的ツレフト加入制度を廢棄するものであり、職業經營に加へられた諸般の拘束條件が取除かれた(註二)。一八一七年にはウォルヘルム・フォン・フムボルトを議長とする樞密院委員會は普魯西關稅改革を審議したが、此の委員會の結果である一八一八年の關稅法は、是迄有力であつた保護及び財政政策的關稅を廢棄する事となつて、自由主義的思潮の影響を受けて自由貿易の傾向に著しい傾斜を示してゐる。かくの如くしてあらゆる經濟活動の諸方面に於いて、即ち農工商業のいづれの方面にも經濟上の自由主義が舊時代を壓倒し去つた。

元來、獨逸自由主義實際運動は十九世紀の初年と中葉とを區別しなければならぬ。蓋し十九世紀初葉に於ける自由主義的改革は誠に徹底したものであつた。一八〇八年十二月二十六日附の Geschäftsinstruktion für die Regierungen in sämtlichen Proninzen はドーナ・アルテンシュタイン内閣の副署を以つたものであるが、その全體に於いて自由放任を强調してゐる(註三)。其の第三十四條第五十條は次の如く規定する。政府の行動に際して原則として樹立せらる可きものは、何人と雖も其の財産の享有、市民權及び自由の享有について、法の定むる所を侵害せざる限りは、全體の安寧維持に必要なる以上に及んで拘束せらる可きものではないと云ふ事である。一定の法律の埒内にあれば何人と雖も自己の所有及び能力を自由に發展させ利用する事が出來る。各人の營業を其の自然的趨勢に從つて委せると云ふ事、換言すれば是等のものが特別の保護によつて奬勵されるが如き事のない事、如何なる營業と雖も、之れによつて法の原則が侵害されず、宗教良俗國法に抵觸せざる限りは、其の成立、經營及び擴張を拘束せらるまじき事、之れらは國家及び其の構成員に對して常に最も利益ある所のものである。此の限界を超越して、ある一定のものにのみ營業を許し行はしめる事は非國家經濟的である。故に各人をして各々志ざす道に自己の利益を追求せしめ、其の資本及び勤勉を他の同胞の資本及び勤勉と共に最も自由なる競爭に委さしむ可きである。營業をある一定の土地に、一定數の人民に制限せんとする事は錯誤である。何故ならば、何人も、彼が此の際、利益がないと思つたならば之れを行はぬであらう、若し利益ありと彼が認め

たならば、其れこそ、社會が彼を必要とする證左であらう。若し利益を見出さないならば彼はひとりで其の營業をやめる。如何なる場合に於いても爾今以來、政府は如何なる種類のものと雖も營業に特許公認を與へてはならぬ、蓋しこれによつて獨占的强制的禁制的權利が生れるからである。禁制權は今後如何なる場合にも許されてはならない。獨占權は出來うる限り避ける可きである、少くとも新營業の發生の場合には之れが成立するか否を試みる爲めに數年間獨占を許すの程度に止まらねばならぬ。斯の如くして營業及び商業の自由は出來うる限り進捗せらる可きである。是等が今なほ蒙つてゐる種々の制限はその廢止を考慮すべきである。しかしいづれにしても此の間の措置は愼重に且つ漸次に行ふ可きものである、蓋し新制度は往々衝突を伴ひ、强制より自由への急速なる轉移は、强制そのものよりも更に著しい弊害を伴ふ恐があればである。

此の「政府訓令」は前述の如く一八一〇年一八一一年の法律によつてその政策を徹底した。しかし此の自由放任の政策は、此の訓令の最後に擧げた注意にも拘らず、聊か時期に適せざるものであつた。

獨逸に於いて斯くの如く速かに自由放任政策の成立したのには、諸々の原因があらう。其の內の一つには佛蘭西模倣主義がある。佛蘭西の文化は、獨逸に對して正さに流行の模範にして、獨逸官僚政治の官吏が佛蘭西崇拜の影響を受けたのは驚くにあたらない(註四)。殊に對奈翁戰役の失敗と共に普魯西は戰勝國の制度を少なからず範とする事によつて國政改革をはかつた。十九世紀初葉の經濟上社會上の諸般の改革は普魯西の困難に際しこの內政改革と結びついてゐた事は、フライヘル・フォン・シュタイン及びハルデンベルク等の政治家の名前によつて周知な事實である(註五)。

所が一方では奈翁失脚による佛蘭西の壞滅と共に典型の根據が破れたのを以つて、こゝに自由放任の政策に對する反動が起つた。再びツンフト制度の復活を、舊來の原形に於いてではなくとも成立させ樣とする試みが生じた。此の反動運動は一八四八年手工業者運動を以つて其の頂點に到達した。此の反動の原因は佛蘭西奈翁覇權の壞滅許りではない。確かに自由放任が大工業企業の未だ有力でなかつた獨逸に多少早過ぎて布かれたと云ふ事に起因するものと思れる。ッ

ンフト・ツワングから解放されて、少なからざるものが無規律の狀態の下に困惑を蒙つたのは事實である。此の狀態を反映して、次の如き傾向をあげる事が出來る。

『第十八世紀の中葉にフィジオクラート、アンシクロペディストの逆說的敎理及び吾が獨逸の近代哲學が發生した。こゝに佛蘭西及び從つて他の多くの國家の囘轉期が樹立され、此の時以來大陸のあらゆる變革は此の時以後に日附づけられた。此の敎理は大衆に追從して、到る所でうけ容れられたが、其の裏には革命のヒドラを藏してゐた。アダム・スミスは、尊敬すべき追慕の學者として、こゝに現はれ、その國富研究によつて、既に狂奔せる頭を更に完全に狂はせた』。過度の嘆稱の年代は不平家の批評時代によつて解離せられた。第十八世紀末以來ザルトリウス、クラウス、リューデル等が、此の偉大なる蘇人の親衛兵として獨逸に彼の敎理を眞理として結論してゐた樣に、今やエドマンド・バークの跡を追ふてゲンツ、アダム・ミューラア、ハルラア等は盛んに其の蔽れたる害毒を遊離する事につとめた。此の派の代表者中最も徹底的なる者は、エル・フォン・ハルラアであつて、純中世紀的精神を多分に持つてゐた。

斯くの如くして既に一方では反改革的な主として懷古主義的情緒による反動派（ロマンティカアと呼ばれるもの）が存在した。（此の傾向は後になつて純保守的傾向として社會問題の解決を過去に求めんとする、所謂アンティ・インダストリアリズムの傾向である。）更に他の二傾向としてK・H・ラウ及びJ・G・ホフマンをあげる事が出來る。此の兩者中、前者は非自由主義的傾向から漸次自由主義的に、後者は自由主義的傾向から漸次後退して非自由主義的見解に移つて行つた點に奇妙な對照例を與へてゐる。ホフマンは、一八〇三年に青年らしい熱情を以つて書かれた「現在のツンフト制度に於ける人間と市民の利害」（註六）に關する論文に於いて、ツンフトは、今や無用にして且つ自から弊害をかもす制度として工業上の法規の一貫せる整序によつて漸次解消せらるべき事を論じ乍ら、後年一八四一年の著書には、此の制度の保護を論じてゐる。ラウの場合は之れとは逆で、一八一六年ツンフト及びその廢止の諸結果に就いての懸賞論文中に此の制度を擁護し、自由放任に委せた營業の傾向は、多くの弊害に陷ると云ひ乍ら、時の經過と共に一八二八年の「經濟政策原理」の第一版には既に營業自由の原則の徹底的な代表者となり切つ

てゐたのである（註七）。

以上三種の傾向は如何に當時の事情が未だ混沌としてゐたかを物語るに雄辯である。一方に徹底的な自由放任が宣言せられてゐる。之れを主張すべき大企業は未だ充分なる根柢を得てゐない。舊來の工業組織は適當な規率を失ふて當惑してゐる。茲に政策上の反動が生れなければならぬ。此の反動が如何に手工業的であつたかは次の言葉が之れを物語るであらう。

營業の自由は先づ獨逸國民性の特色に合致しない。經驗は此の方面の觀察者に次の如き事を示す。即ち營業の自由が布かれる以前には、各人の生存、所得、家族の維持等いづれも一層確實に基礎づけられ、より深く且つ一般的な幸福が到る處に存在し主人と奉公人、親方と徒弟との間には良好な且つ嚴重な道義が支配し、完全なる權力の命令は無條件に遵奉され、相互間の注意及び尊敬はより全般的且つより大であつた。しかし今や是等は全く異つてしまつた。營業自由の布かれて以來、市民の關係殊に一般的の關係は極度に弛緩した。何等の職業的統制に屬さない人間の元で技能を學ばんとする徒弟に就いて、何人も進んで世話をする者がなくなつた。放蕩、教會參拜の懈怠等が傳染する、無作法野卑無教養が自から蔓びこる。彼が學習しなければならぬ事を何人も巧みに且つ充分に教へると云ふ勞をとる者がない、何故なれば彼は何等の監督及び檢査を受けるに及ばないからである。誠實溫順節制と云ふ德性は異なるものとなり、規則が無いが故に勤勉は卑劣と化し、美的趣味は拙粗と化してしまつた。安全に侵されずに職業を營み得ない故に獨立の職業者は良質な勞働に身を委ねずしてあらゆる種類の虛僞瞞着を企てるに到つた。自己を充分養成する爲めに他人の元に自分を置くと云ふ氣のない者は、直に容易に一職業を自から創生する。そして働く氣持を持たぬ者は殊に商賣によつてパンを求め樣と企てる。殊に此の時以來發生した多數の酒場は、人を引きつける樣な看板と內部の心地のいゝ設備とによつて、國民の道德の上に惡い影響を及ぼしてゐる。人々は同時に屢多過ぎる營業に着手する、しかも彼等はその職業について何にも知つてゐないのである。それでも巧く行けば、（うまく行く者は極く僅かの者しかないが）結構であるが、大部分の者のさうである樣に、多くの者は巧く行かない、そして之れによつて多くの家族を害し窮厄の淵にのぞま

しめ、その失敗によつて貧乏なる家族の數を增加する丈けである(註八)。

かゝる所說の重心が如何に手工業的であるかは明瞭である、即ち現在の職業組織に代つて昔の手工業組織を新時代的に改革して設けよと說くのである。しかし此の復活は勿論舊來の不適當な手工業特權を再生せしむるものではなく無拘束な職業の自由を效果ある樣に拘制し熟練ある技學及び手工業養成の確立を目的とするものでなければならぬ(註九)。

此の反動的傾向に從つて一八四五年一月十七日の Gewerbeordnung が成立した。此の法律の精神的父はかのホフマンである。しかし此の法律は本質的には職業自由の原則の上に立つ。しかし營業者の資格又は營業の如何によつては、取締官廳の許可を必要とする制限を設けた。又組合企業の點に於いては舊來のツンフト、インヌングの繼續を許したが其の定款を改定し新法に適合すべき旨を定めた。此の團體に委托せられた任務は比較的重要なもので、共同の職業上の利益進捗の外に徒弟職人及び補手の收容、敎化、及び品行に對する組合員を監督し疾病死亡共濟貯蓄の保險を經營し且つ組合員遺族の扶助敎化に當たる可きものである。しかしツンフト・ツワング營業の禁制案は全然廢止せられた。ウェンティッヒは之れを以つて妥協的法律と云ひシュモラアは之れを以つて「官僚的國家的傾向の最後の大なる貢獻」とし後退的ながら時代の要求に違はないものと認めた。しかし此の法律で以つて手工業者を滿足させる事が出來なかつた。何故ならば、最早、手工業そのものが時代の趨勢と合致しなくなつたからである。唯、手工業者の反動的運動は一八四八年四月十九日 an unsere Brüder in Handwerk と題してボン市の手工業者、三百九十一名の請願書に初まつて一八四八年のフランクフルト手工業者大會 Erste Deutsche Handwerker- und gewerbekongress(一八四八年七月十五日)にまで發展した。(此の顚末は Waentig, die gewerbepolitischen Anschauungen s. 18-23 參照)しかし之れによつて多少の反動的法規(一八四九年二月九日)が實行化されたものゝ、手工業者の窮境は遂に救はれなかつた。此の間の事情に就いてはシュモラアの批評がよく之れを說明してゐる。即ちインヌングの法律上の承認によつて成程職業上に於ける手工業者は技術上の問題に對する刺戟と機會とを與へられたであらう、しかし乍ら問題はインヌングの如何でなくて、此の反動運動は、手工業者の窮境に基き、

其の方向を唯、舊來への傳習に求めたものに過ぎないのである。從てインヌング其れ自體も後には障害的なものとなつた。何となれば、人々はインヌングの存在によつて救濟せられると信じてゐたが故に、又それ以上に此の團體の先頭に立つ人々が工業發展に對して無理解な人々であつたが爲めに、寧ろ重要な障害となつた。而して他方には次第に大企業の成立し成熟して來るものがあつた。『技術上の發達は鐵道の開設と共に歩を合せて進む、國際貿易が著しく增加し亞米利加及植民地に向けての輸出は從來に見ざる程度の量に達した。こゝに、大企業、就中完成した技術と大資本と最も重要なる商業的能力とを併有する大企業は今や獨逸に於いても、早く英國に於いてそれが占めたと同樣な地位を占める樣になつた』。かくの如き傾向を以つてしては、復古的讃歌は遂に成功する事がなかつた。反動的傾向の努力にも拘らず手工業者の苦悶が引きつゞいたのであつた。而して一八六四年獨逸全政府に呈出された覺書は「全獨逸の工業規律」をふくむものであるが、此の中には最早遂に反動的傾向に一顧の言及さへ拂はれなかつたのである。『こゝに見解上に於ける完全なる變革が靜かに完成し職業自由の原則の勝利に就いては最早何人も疑はざるに到つた』（註一〇）。

最初にのべた自由放任主義の運動は此の反動期の問題である。此の運動はプリンス・スミスの閲歷に徵しても明瞭である通り十九世紀中葉の運動である。そして此の自由主義運動は復古的なるものを終局に於いては退け得たのであるが、其の時には早や再び新しき敵に當面しなければならなかつたのである（註一一）。

註一　Mombert: Soziale und wirtschaftpolitische Anschauungen. chp. I.

註二　Mombert が前掲書第十二頁に於いて職業自由を認めた法律一八一〇年十月二日と云へるは、十一月二日の誤記であらう。例へば Waentig: Die gewerbepolitischen Anschauugen in Wissenschaft und Gesetzgebungen. S. 10. Aber erst das Edikt vom 2. November 1810 über die Einführung einer allgemeinen Gewerbesteuer und das Gesetz über die polizeilichen Verhaltnisse der Gewerbe vom 7. November 1811 zogen seine vollen konzequenzen.

註三　H. Waentig: Der Gewerbepolitischen Anschauungen S. 9.

註四　Waentig, ss. 10. 7.

註五　K. Rathgen: Die Anischten über Freihandel und Schutzzolle in der deutschen Staatspraxis des 19. Jahrhunderts, S. 2.

Waentig. S. 7. 5. 13. Mombert. S. 16.

註六　J. G. Hoffmann: Das Interesse des Menschen und Bürgers bei den bestehenden Zuuftverfassungen. 彼の一八四八年の著書は次の如し

Die Befugnis zum Gewerbebetrieb, zur Berichtigung der Urteile über Gewerbefreiheit und Gewerbezwang.

註七　K. H. Rau: Über das Zunftwesen und die Folgen seiner Aufhebung.

〃　〃　Grundsätze der Volkswirtschaftspflege.

註八　Denkschrift über die Schäden der Gewerbefreiheit, vergefasst von Berliner Staatrat Dracke im April 1818. 之れは一八二二年五月十四日フォン・ヴューロォ卿の手によつて工業取締規則評議に利用された。Kurt von Rohrscheidt: Vom Zuuftzwang zur Gewerbefreiheit. S. 564 ff.

註九　Waentig: Die gewerbepolitischen Anschauungen. §. II.

註一〇　Waentig: S. 25.

註一一　Becker: Das deutsche Manchestertum, S. 33. Prince-Smith 知人に書を與へて曰く、Wie Napoleon sagte; "Nach fünfzig Jahren ist Deutschland republikanisch oder kosakisch," so sage ich: nach einem Jahre ist die Berliner Volkspartei freihändlerisch oder sozialistisch.

五

プリンス・スミスの自由放任運動は誠に驚嘆す可きものであつた。『初めは孤立且つ獨逸語を自由に用ふる事の出來なかつた彼が漸徐に友と友とを得、自己の見解の信奉者を作り、獨逸に於ける初期の、自由放任運動の活動に對して冷淡な時代に、全く二十年の長きに亙つて、唯一の眞實なる活動者をして、自由主義教理の使徒となつた。其の間にあらはれた所のものゝ凡べて、協會、請願、上書、著書等はいづれも、直接間接に彼の仕事であつた。要言すれば、彼は一八三五年から五十年代まで唯一の獨逸自由放任論者であつたのである。しかし今や彼の播いた種子が經濟上政治上の利害の二重の刺戟の下に成長しはじめた。此の若い成長及びプリンス・スミスの友人達の間に出來た、國民經濟上の問題に關する定期的な評議集合が即ち「獨逸經濟會議」である。此の大會は一八五八年ゴータに開かれた、プリンス・スミスは一八五一年及同五十三年の自由主義確定の勝利以來、最早主導的な地位について居ない。此の「經濟會議」に於いても彼は充分尊敬せられた長老であつた。六十年代に於いては其の死まで伯林「自由貿易協會」の復活である「伯林國民經濟協會」（一八六〇年）の會長であり一八六三年創設の Vierteljahrsschrift を此の運動の機關紙として論筆を振つた。茲に自由主義運動を組織する四個の機關、即ち「國民經濟協會」を公共的宣傳機關とし、「四季雜誌」を眞の文筆上の機關紙とし、前記の「獨逸經濟學會」を自由放任運動の議會とし、更に H. Rentzsch によつて一八六六年編纂された、

Handwörterbuch der Volkswirtschaftslehre』其の學研的全集とする、此の一大組織が成立したのである。此の自由放任運動に於いて如何にプリンス・スミスが重鎮であり且つ尊敬せられた長老であつたかは、此の記念塔とも云ふべき『辭典』の內、最も重要なる項目即ち『貿易の自由、自由貿易論者』の一項の執筆者こそ、彼プリンス・スミスに外ならなかつたのによつて、充分之れを證する（註一）。

『獨逸經濟會議』は主として自由主義的傾向である。諸種の社會問題社會政策等を論じたが其の解決の主潮は自由放任に歸着した。

既に冒頭に述べた如く、自由放任運動の背後には一つの社會理論社會哲學が存してゐる。バスティア及びプリンス・スミスの所說に述べた通り、社會の現象は自由放任すれば、個人の自利的活動と自由競爭とで社會全體の最大の福利、調和が齎らされる。之れが自然法則の作用である。經濟學を研究するとこゝに結論する。

今、こゝでは再び此の問題を取扱つて、是等の理論的根據に就いて、自由論者が何を物語るかを聽かう、蓋し此の學說的檢討は同時に所謂社會政策學者の學說上の態度を明確にするに役立つ所大と思ふからである。

進步と自由とは同一觀念である。自由に放任せよ、然らば自然法則が作用する、即ち進步と繁榮とがあると、考へる。此の傾向を最もよく物語る者に次の如き著書がある。即ち曰く、

『不變なる自然法則の上に基礎づけられたる國民經濟論』（註二）。

此の書の著者アルントは可なりの點殊にバスティアの影響の點に於いて、プリンス・スミスと說を異にしてゐる。彼は『社會』の價値を認め、倫理と經濟とを分けると云ふ說を認めない。彼に從へば、人間の社會の道德的醇化に貢獻するのが經濟の主たる任務である。此の爲めに神は自由競爭なる手段を利用する、蓋し人間は他と交換交易に參加するの程度に應じてのみ、それ丈け無援にして、我慾にのみ立脚した、動物的存在から離れ得るのである。精神的力の競爭が先づ文化を創生する。經濟生活上の競爭が先づ、市民社會のあらゆる活動、職業及び價格の規制者として働く、その自然的資源の發展に對する努力を刺戟し、その全生產力を拍して彼等の業務の最も熱心なる完成を到成せしめる。此の競爭自由の自然法則が、完全にその作用を確保せられゝば、經濟上精神上道德上に於いて人類を高所に昇らし

める。故に後見人的指導の下に置かず、進歩に逆ふ障害を吾々は除きさへすればいゝ』故に經濟學の任務は、文明世界の經濟生活がよつて立つ自然法則を陳述するにある。『此の自然法則は決して變り易すき時代精神の單なる潮流ではない』。『宇宙の物理學的法則と同じく永遠且つ不變なものである。物理學は吾々に、見象的世界の、無意思の自然を支配する永遠にして不變な法則を知らしむる……經濟(學)は同じ此の見象的世界を人間の意思の下に置き、之れを、彼等の道義的目的を達し求めるの手段と考察する。……吾々は無意思の自然の物理學的法則體系中に調和を眺めるのに對して、同じ合目的性質、關係及び調和を經濟の自然法則中に見出す、そして、之れをより詳密に考察するによつて同じ驚嘆と創造主に對する同じ尊敬との念にうたれる』(註三)。　アルントが一方、意思的人間社會を想定し乍ら、他方、經濟科學の基礎として經濟現象の例へば所得及び人口の自然法則を云々し、物理的世界との類似を說くのが如何にも矛盾である。しかし此の點は、ゲーリッヒも述べてゐる樣に、社會的集團とは云へ、經濟學では人間對外界の問題丈けをみ、爲めに規則性を、自然法的に規定され、永遠に同一な作用と混同したのである(此の事は生產論分配論の區別に於いて、更に重要となつて來る)。斯くの如くしてアルントも再び自由論者である。此の自然法の强調を以つて「經濟會議及び他の團體は、人間社會をその職業的發展の新しい研究に導かんとする効績を得たものである。

自然法の觀念は斯くの如く樂觀的自由放任論と結びついてゐる。されば後代の反自由主義の理論は「自然法」の存在を否定する方向を求める。意思的な人間活動を認める。又生產論的立場から分配論的立場に移つて來る。誠にJ.S.ミルも云つた如く、生產關係に於いては自然科學的現象が大部分を占めるが、分配現象に習慣傳統その他社會の制度の支配する力が大である。

之れと關連しては、バスティア、プリンス・スミスに於いて見たる如く、自由放任論者は政策上の見地に於いても經濟關係以外に社會を見なかつた。プリンス・スミスが「四季雜誌」にのせた論文「市場論」は好個の例證である。而して此の事は社會を一個の多數個人の機械的集合體と見るに過ぎないか否かの問題を生ずる。例へば社會が一つの市場であるならば、之れに參加する者の賣買取引以外、他に有力な

統制が無い。自然法は成程「神の賢明にして善良なる意思」に基くものであらう。しかし其の作用は少くとも機械的である。彼等の觀たる社會現象の本質は此の機械觀以上に出ない。故に國家は此の機械の作用を愼重に注意す可き番人に過ぎない。誰れか、之れを損ずる者のある時には之れを留めるに過ぎない。此の見方は個人主義社會觀にあつて中心的なものであり、自由主義思想の根柢を爲すものである。「社會の權利と義務」の著者にして勞働運動へ自由主義的援助を惜まなかつたシュルツェ・デリッチさへも之れ以上に社會の本質を見る事が出來なかつたと云はれてゐる（註四）。此の點に就いても對自由主義の批判は再び別個の見解を示してゐる。社會は單なる個人の集合より以上の、從つて、超個人的統制力を持つた存在であり、國家はその代表機關となるのである。又從つて、社會の關係は單なる經濟の關係で終始すべきものでないと觀察されるのである。

註一　Becker; Manchestertum. S. 38-40.

註二　Karl Arnd; Die Volkswirtschaft, begründet auf Unwandelbare Naturgesetze.

註三　之れと同一の意見をプリンス・スミスの中に發見する、彼の云ふ。

Sind nun die volkswirtschaftlichen Wahrheiten selbstverständliche Schlüsse aus augenfälligen Tatsachen, und gehört zu deren Verständnis nur ein gewöhnlicher Grad von Beobachtungsfähigkeit und logischer Schärfe, so gehört doch dazu die Fähigkeit, das Urteile rein zu halten von jeder Einwirkung der Gelüste, und die Dinge so zu sehen wie sie sind ——eine Fähigkeit, die man erst durch die geistige Disziplin umfassenderer positiver Wissenschaftlichkeit erlangt. (Die sogenannte Arbeiterfrage. S. 28)

又或ひは經濟學上の法則を自然科學のそれに比して前者は未だ後者の如く正確に世上にその知識が普及してゐない。故に「かくしたい」と云ふ事が「かくし得る」と云ふ事以上に活躍してこゝにファンタジーの勢力が生れる。從つて之れを明らかにし、改良ならざる社會改良論者の迷妄を明かにするのが經濟論者の責務であると論じた（同書二九）。

註四　Schulze-Delitzsch; Katechisumus. S. 11. Gehrig: die Begründung. S. 124.

六

自由主義經濟學の理論的根據に基いて獨逸自由放任論者が、社會に於ける自然法的秩序と進歩を信じ、從つて經濟學上に於いても自然科學的法則の樹立に專心し、又其の必然及び彼等の時代的の事情よりして生產至上主義の立場に立つた事、更に經濟的社會觀を把持してゐた事、等は既に述べた。政策論上に於ける、彼等の

主張、即ち自由放任、人爲の無能及び不可、夜警的國家觀等皆いづれも、此の理論的根據に基くものである。[illegible]此の點に關聯して此の傾向に屬する或る論客は經濟學的法則の公理性を强調した。[illegible]

理論は實際に際して其の眞實を確め得ないものがある。抽象論に於いては此の懸念が最も大と云はねばならぬ。しかし確信的な自由放任論者はかゝる駁論に耳を藉す者でない、Julius Faucher の方法論上の見解はよく此の事情を物語つてゐる。即ち、經濟學は純然たる抽象的演繹的學問である。經濟學上の思惟は一般數學上のそれと同じく論理以外のなにものでもない。何等吟味實驗的證明を必要としない。見出さる可き法則は常に眞理なのであり、普遍妥當性を持つ。『歷史研究の結果又は統計材料が、かくの如き、それ自體の內に證明を含める法則と一致しないと云ふ事があれば、それは此の法則が虛僞な爲めではない』此の歷史的統計的論證が不正確な爲である。歷史學及び統計學の研究的訓練と、唯に推論的な經濟學との間には充分に嚴正な區別が設けられてゐない。論理的數學的科學は歷史及び統計から全く獨立し、歷史的統計的研究から離れ得る科學である。故に Faucher に從へば、研究せらる可き一點が完全に把握せられゝば、あとは論理的陳述丈けで充分なのである。そしてかゝる科學に於いては唯原理の問題のみが殘る。「自由貿易か保護貿易か」と云ふ樣な問題に就いて歷史的相對的考察をする事は全然拒まれ、從つて個々の經濟政策上の方策を相對性に基いて是認すると云ふ方法も全く許されないのである。（J. Faucher: Geschichte, Statistik und Volkswirtschaft. 1863）

同じくエミングハウスにしても、經濟學の對象を次の樣に說明してゐる。即ち生活範圍を三つに分ち、經濟生活、社會生活、敎育生活。第一のものは、人間の外界に對する交涉及び關係を含み、第二の社會生活は、人間相互間の關係を含む。此の三つの區分の差別は困難であるが之れを別ける事は必要缺く可からざるものである。而して經濟學は此の第一のものを、即ち經濟生活、人間が自然に對する交涉を觀察する。之れは「社會生活」とは唯單に接觸點を有するに過ぎない。此の科學の課目は、經濟生活の法則を研究する丈けであつて、此の法則とは、普遍に妥當し、到る處にそれ自體を確證し、自然的條件から獨立せる法則である。此の法則の眞、或ひ

は判斷は、世界觀に倚證する事によつて正當化されるのではなくて、人が此の眞理を他の判斷、基本批判（原理原則）と呼ぶ所の判斷の結論から導き得たと云ふ事によつて是認されるのである。（Über das Objekt der Volkswirtschaftslehre im Handwörterbuch. 1866.）

斯くの如くして、經濟學に關係する限り、彼等は自然科學と社會科學との區別を設けざるものゝ如くである。しかし此の事は生産的方面、技術的な財産出の方面に第一義的な意義を認めた彼等には、まづ當然の傾向と云はねばならぬ。

更に經濟關係に於いてのみしか、社會を見なかつた彼等は（勿論、他の社會關係を認めなかつたわけではないが、それ等のものは既に述べた樣に當然經濟學上の對象とならないのみならず、彼等の觀念中には次序的のものとしか思考されてゐなかつた）經濟學と倫理學的傾向とを斷然と區別する。否、自由放任論者は、其の純經濟的、生産第一義的な且又自然科學的な傾向よりして社會生活、社會組織に影響を及ぼす心理的倫理的なるものゝ影響を認めなかつたのである。『一經濟を一個の倫理的整序として把握するか、更に此の整序はその本質上、道義的動機の働きに、或ひは然らざれば道德の基礎の上に置かる可きものなるや』の問は自由放任論者の理解し得ざる所なのであつた。此の傾向をラッソオン、バムベルゲルが其の著書論文に於いてよく物語つてゐる（註一）。彼等は此の課題に對して否定を以つて答へ、更に、かゝる問題は道德哲學に屬すべきものとする。シュルツエ・デリッチさへも云ふ、『同胞感は吾々の胸の中で吾々に心の聲をよびかけるが、かゝる命令を持つた同胞感は、自由なる道義の世界に存するもので……之は經濟と國家とが止む所に始まるものである……之は一個の倫理的特性で、若し人が之れを指圖し又は、例へて云へば官廳の訓令によつて人間の交際に强制的に行はしめ樣と思ふならば、之れこそその本質を違へ其の尊嚴を剝奪するものと云ふ可きである』と。

經濟活動は外的欲望を滿足させる勞働である。如何に高度の發展を遂げた國民經濟に於いても、其の現象は唯此の慾望滿足を目的とするものである。經濟活動、物財界に對する人間の交渉、之れのみが注意されるわけである。而して此の場合どうかと云ふに、自然は豫め與へられたものであり、人間は之れに屈從してゐる、唯自然的な利己が働いて、其の作用は必然且つ不可變である。本能の交叉作用から、自由競爭の結果、機械的勢力作用の結果として一つの調和が生れ出る。しかし

此處では、各人は常に自己の利益をのみ追及してゐるが、此の利益を達し得るは、規則として、凡べての個人又は全體に利益あるもの、或ひは彼等によつて希求せられてゐるものを生産する場合に、初めて可能となるのである。（ラッソン）。此の事は倫理的ではない、經濟現象は一個の技術現象である。倫理的料理法と云ふものが無い樣に、倫理的經濟論と云ふものも無い、一人の男が他の者よりも上手に釘を鍛へたと云ふ事に倫理性の問題は入つて來ない（註二）。

而して此の倫理性との絶緣は唯單に、經濟活動上の動機が利己的非倫理的であつて、他には別に倫理的動機があると云ふ消極的な意味を含むものではない。經濟行爲は倫理的意志の力によつて積極的に定められるものではないと云ふ見解は、經濟行爲は、かゝるものとして、道義的には無關心であると云ふ事を意味するに止まらざる、それ以上のものである。即ち人は經濟的に活動する人々に倫理性（ジットリッヒカイト）を要求すべきでなく、唯賢明に自己を局限する利己をかゝるものとして要求すべしと云ふ意味を含ませてゐるのである。『經濟的秩序は決して倫理的なものではないと云ふのは、人間の自由なる行爲を通じて自から生ずるが如き性質のものである』故に社會の最善とか經濟上の福祉とか（前者は後者に依據してゐるものと解釋されてゐるが）は別に倫理的な、個人の自由活動を拘束する動機に基かずして成立する……自由主義的樂觀論には、此の意味に於いて、超個人的な倫理觀を必要としない、從つてシュパンの云ふ樣にそれは、功利主義的倫理思想たるに留まるのである。

かゝる考方は一八九一年頃にもなほ殘つてゐた、ゲーリッヒは「四季雜誌」第六十三號から次の如き章句を拔いてゐる、即ち『之れに就いては色々の事が云はれるが、それにも拘らず、個人的利害關係内の鬪爭は、全社會が此の關心に參與し、諸種の意思の衝突が理性の光によつて照されてゐる事を前提とすれば、かゝる鬪爭は、最も僅少な不正と最も僅少な損失を帶びる效果をあげ得るものである。』

以上述べた自由放任論者の理論的根據が之れが、講壇社會主義者との理論鬪爭の中心を爲すのである。今、こゝには自由放任論者の貢獻を云々する意向を持たぬ。次いで、如何に之れに對抗する講壇社會主義の理論が生れたかを觀察する。

註一　Lassonは、講壇社會主義と自由放任論派とを本來區別する所のものは此の理論

的解釋だと觀する（Vierteljahrsschrift. 1874. Bd. XLI. S. 41）Bamberger は一八七三年 Arbeiterfrage の中で經濟學の倫理的傾向を云々するは驚く可き不合理だと云つてゐる。

註一　Schmoller: Über einige Grundfragen der Socialpolitik und der Volkswirtschaftslehre. S. 45. f. n.

七

自由主義的傾向を持つた獨逸經濟學者の隆盛期は大體に於いて一八六七——一八七二年の間である（註一）。此の期に於いては政治立法上に殆ど全能的な勢力を振ひ得た。しかるに是等の人々が屬してゐた「獨逸國民經濟會議」は一八七二年ダンツィヒ大會に於いて、漸く自由主義陣營に分裂を來した。而して「社會政策學會」を樹立するに至つたアイゼナッハの會合は一八七二年である。此の二つの組織の交渉は次の機會に述べよう。こゝには先づ從來の經濟學的傾向に對する新傾向の發生を物語らう。

反自由主義經濟學の政策論上に於ける表現の最初は（嚴密な意味で最初とは云へないにしても）一八六〇年代である、以下之れを列記すれば次の如くである。

Schmoller: Die Lehre vom Einkommen in ihrem Zusammenhang mit den Grundpruizipien der Steuerlehre.

G. Schmoller: Arbeiterfrage 1864-65.

Erwin Nasse: Der Anteil der inneren Mission an der Lösung der Arbeiterfrage 1869.

G. Cohn: Die ethische Volkwistschaftslehre. 1869. Eine akademische Antrittrede.

G. Schmoller: Geschichte der deutschen Kleingewerbe in 19. Jahrhundert. 1870.

A. Wagner: Die Abschaffung des privaten Grundeigentum. 1870.

Roesler: Über die Grundlehre der von Adam Smith begründeten Volkswirtschaftslehe (I. Aufl. 1868. II. Aufl. 1871.)

L. Brentano: Arbeitergilden der Gegenwart. I Band 1871. II. Band 1872.

H. von Scheel: Theorie der sozialen Fragen. 1871.

Hildebrandsches Jahrbücher für Nationalökonome und Statistik. Bd. VII. S. 434, Bd. XIX. S. 213. gegen die Annahme von "Naturgesetzen" gewendet.

Schönberg: Arbeitsämter, eine Aufgabe des Deutschen Reichs. 1871.

Baseler Akademische Antrittrede. 1869. Die Volkswirtschaft der Gegenwart im

Leben und in der Wissenschaft.

Volkswistschaftslehre. 1873.

A. Wagner: Rede über die sozialen Frage. 1871. Berlin.

A. Held: Die Einkommensteuer. 1872.

v. d. Goltz.: die Mitwirkung der evangelischen Kirche an Lösung der ländlichen Arbeiterfragen. 1872.

是等の學界の新傾向は、然し乍ら決して獨創的のものでは無かつた。反自由主義經濟學の傾向は既に生れてゐたのである。所謂若き大學教授連は、先輩によつて拓かれた道を進んだのである。自から「社會政策論者」と呼び、且つ所謂講壇社會主義者に屬するアドルフ・ヘルドは此の事情を次の如くに述べてゐる(註二)。

『獨逸學壇に於ける年若き經濟學者連は、經濟會議の指導者連の有する原理は、之れ迄絶對的眞理と彼等によつて主張せられるに拘らず、決して然かるものでないと云ふことを公然と表明しはじめた。是等若き經濟學者達は決して新教理を布告するものでなく、クニース、ヒルデブラント、ロッシャア、シュタイン、シェッフレ等の手によつて拓かれた道に更に突き進んで働く者である』(註三)。

此の先輩の先驅的開拓は如何なる方面にあつたか、是等の諸先輩の所說にして、後年の若い大學教授連に觸れられてゐる所のものをみると、『現實的方面はロッシャア及びエンゲル以來、倫理的見地はヘルマン以來、國家及び法律への留意はシュタイン、シェッフレ以來認められて來てゐるのである』。

是等の人々に就いて述べる事は學說史上の事であり、從つてこゝでは更に詳細に就いて述べる要がない。是等の人々の中ヘルマンは古典派經濟學に對する重要なる批判にも拘らず、古典派に加へられてゐる(註四)。しかし彼の Staatswirtschaftliche Untersuchungen über Vermögen, Wirtschaft, Productivität der Arbeiten, Kapital, Preis, Gewinn, Einkommen und Verbrauch (1832 München) は經濟學そのものゝ、各方面に於ける未完成を說き、且つ個人的主義的傾向に對して全體的共同的傾向の存在及びその重要さを指摘して自由主義經濟學說の重心に迫つてゐる(註五)。

ロッシア、クニース、ヒルデブラントに就いては歷史經濟學の祖述者として既に著名で所謂獨逸舊歷史派をなす人々である。今彼等の主なる著書と其の年代を

あげれば

1. W. Roscher : Grundriss zu Vorlesungen über die Staatswirtschaft nach geschichtlicher Methode. 1843.

〃　〃　: System der Volkswirtschaft. I. Bd. 1854.

2. B. Hildebrand : Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zutkunft. 1848.

3. K. Knies : Die politische Oekonomie vom Standpunkt der geschichtlichen Methode 1853.

更に歴史派的研究方法に屬せざる人々にして前に上られたる人々を述べれば、エンゲルシェフレシュタイン等である。

Ernst Engel : Der Preis der Arbeit. 2 Bde. Berlin 1866. (1821-1896) Der Arbeitsvertrag und die Arbeitsgesellschaft 1817. (Arbeiterfreund. 5. Jahrgang. 1867. S. 129)

エンゲルの法則を以つて著名な統計學者にして統計學が必然的に近く抽象演繹に對し具體歸納の傾向を示し、之れによつて自由主義經濟學説の抽象的議論が實際に成立し得ざる事を示すに至れば、經濟政策上の問題としては最も重要な根元に觸れたと云ふことが出來る。

Albrecht Schäffle : (1831-1904).

Bau und Leben des sozialen Körpers Encyclopädischer Entwurf einer realen Anatomie, Physiologie und Psychologie der menschlichen Gesellschaft mit besonderer Rücksicht auf die Volkswirtschaft als sozialen Stoffwechsel. 4 Bde. 1875-78.

Bourgeois-und Arbeiternationalökonomie (Cotta's Deutsche Vierteljahrsschrift. 27 Jahrgang 1864. S. 252).

Quitessenz der sozialismus. 1875.

Kapitalismus und sozialismus mit besonderer Rucksicht auf Geschäfts- und Vermögensformen. I. Aufl. 1670.

Vorträge zur Versöhnung der Gegensätze von Lohnarbeit und Kapital.

シェフレは普通講壇社會主義的傾向の中に入れられてゐる(註六)。從つて經濟學説史に就いては歴史派と共に論ぜられる事がある。しかし彼はシュモラアー派の歴史學派よりは少しく古い存在であつて、殊に歴史學派にはこの點に於ける直接の關係を持たぬ。シェバンは彼の傾向を以つて現實的記述的傾向(Realistisch-

Beschreibende Richtung）と呼んでゐる（註七）。彼の特色は其の主著の書名の物語る樣に、政治社會と生物有機體との類似を極度に擴充する點に在る。社會主義とは終局に於いては相一致する事を得なかつたが（註八）、國家干渉を非常に大なる程度に於いて主張する。又反覆、自由放任の社會觀に反對して『自由、交易、自利、自由競爭等の僅かばかしの標言を以つて、又國家に就いては單なる治安施設とみる見解を以つて、實際には錯綜した、一定の歷史的事實の上に立つ、且つは諸種多樣の因子によつて支配されてゐる經濟生活を之れで特色づけ得たと信じてゐる、純個人主義的分子觀的傾向』に對抗してゐる（註九）。又彼の「勞資和解」に關する講演は國家及び他の社會的文化的勢力が社會政良の爲めに協力する事を說いたものである（註一〇）。

社會政策の理論的樹立に就いて最も理論的に深遠なる思想を表明してゐる者はローレンツ・フォン・シュタインである。社會政策學は彼の社會哲學によつて一應は理論的根柢を得られるものと云ふ事が出來るであらう。

Lorenz von Stein: Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreich. 1842.

Die Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich bis auf unsere Tage. 3 Bde. 1850.

System der Staatswissenschaft. 2 Bde. 1852-1856.

シュタインは其の名著に於いても知られる通り佛蘭西社會主義運動の眞相を既に早くも看取した社會哲學者であるが、此の知識は又少なからざる歷史的知識と結びついてゐる。而して獨逸古典主義から一層進步した歷史的社會的見解への過渡を作つたシュタインは社會の觀念を國家の觀念から分離せしめた先覺者の一人である。此の方面に於ける彼の社會觀はロベルト・フォン・モールの名と共に「シュタイン・モールの社會學說」として知られてゐる（註一一）。此の「社會學說」は四十年代（註一二）に、シュタインによつて樹立されモール其の他の人々の手によつて完成されたものである。之れによると、此の「社會學」は國民經濟學と國家との間に一つの「社會」を置くもので之れは、所有、勞働方式、家族等の關係を經て與へられた個人的の依據的關係、個人の相互關係の總體である。此の科學はモールに從へば更に「社會目的學」を或ひは「社會的政策」を包含する。此の「社會觀念」を引き入れた事が殊に社會政策の理論に對して非常に大な意義を持つてゐるのである（註一三）。

註一　Karl Birnbaum: Wichtige Tgesfragen; Vorträge über Parteistandpunkte und Parteibestrebemgen auf dem Gebiete

der Wirtschaftspolitik. 1880. S. 60.

註二　A. Held; Der volkswirtschaftliche Kongress und der Verein für Sozialpolitik. Jahrbücher für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. I. Jahrgang. 1877. Ss. 164. 161.

註三　A. Held. S. 161.

彼等は卓越せる古い獨逸經濟學者の所產の上に更に歩をすゝめ築き上げて行く者である。而してケアンズ及び英國コブデン倶樂部式經濟學者に對抗すると共に佛蘭西經濟學者に對しても、同じく對立を示す、一聯の純經濟學的定說を先づ揭げる。彼等は普遍妥當の經濟的自然法則の提出につとめる努力を排し、假構的前提より純然たる演繹法による結論の求め方を持つ研究方法を出來る限り放棄せんと欲する。經濟研究を出來る限り歷史的統計的素材の上に基礎おかしめんとする現實的經濟學の樹立をはかる。先づ彼等は、個人は其の經濟活動に際して唯單に自利心によつてのみ支配されると云ふ前提の放棄を望み、全體の福利が最も確實的に進められんが爲めには、人間は利己心によつてのみ支配せらる可きであるとの原理に反對をする。彼等の主張する所は之れと反對で、共同心は常に利己心と共に活動してゐる、又さう活動すべきものである。……即ち倫理的經濟學を主張する。又最後に彼等の望む所は、經濟人も其の國家組織體の一支體として考察せられねばならぬと主張し單一に妥當する自然法の容認を否定し、時々に妥當する法的組織は全體及び個々に於いて經濟關係の體成に最高なる重要性を持つ因子であるとして、批判的に留意されねばならぬと望む、即ち社會的政策的、歷史的倫理的見解を彼等はとるのである（ヘルド、一六四頁）。

註四　高橋誠一郎、經濟學史、三〇五―三〇七頁

Spann: Haupttheorien. S. 57.

註五　Haney; History of economic thought. S. 504-515.

Gide and List; Ss. 410-411.

註六　Haney; History. S. 495.

註七　Spann: Haupttheorien. Ss. 153. 169.

註八　Haney. S. 495.

註九　H. Gehrig: Die Begründung. S. 139.

註一〇　Gehrig; S. 145. シェッフレに就いては、高橋誠一郎『經濟學史』三五八―三五九頁。

E. Fabian-Sagal: Albrecht Schäffle und seine theoretisch-nationalökomischen Lehren.

註一一　Stein-Mohlsche Gesellschaftslehre. O. Sparnn: Haupttheorien. S. 151-2.

註一二　1842. Sozialismus und Kommunisums.

註一三　Philippovich: Das Eindringen § II. insbesonder Ss. 8-11. Gehrig: Die Begründung. S. 241.

Spann: Haupttheorien. S. 151-2.

Philippovich: Die Entwickleung der volkswistchaftspolitischen Ideen in 19. Jahrhundert. 1910. §. Sozialpolitik.

福田徳三『社會政策と階級闘爭』二〇―二六。

八

講壇社會主義理論の道を拓いた反自由主義的經濟理論、社會理論は今述べた通りである。茲に再び戻つて一八六〇年代に於ける講壇社會主義の萠芽を窺ふ。

先づシュモラアは其の「所得論」（前掲書）に於いて、シェッフレの論文「國民經濟に於ける人間と財」に關說し彼が唯、物財界をのみ認め更に其の上に人間の存在する事を忘れた「交易論的見地」の反對者たる點を歡迎してゐる。此の著作に於いてシュモラアは經濟現象の純私經濟的見方に反對する、即ち此の見方に從へば勞働者は單なる生產機關であり（註一）、經濟學は交易理論に過ぎない。經濟學本來は、人間經濟の有機體に關する體系的理論でなければならぬし、經濟學の最高諸問題はいづれも其の解決を、哲學及び歷史の最高諸問題と相關連せしめる事によつてのみ見出し得ると。此の論文の主對象たる課稅の根本原則は國家及び經濟の有機體の學理に求む可きであり、國家は人類のより高き天賦に對して外的條件を設けねばならぬ一組織體である。故に國家は一個の道德的共同團體（ゲマインシャフト）である、それ故に國家は決して自己目的のものではない（註二）。しかし全體は個別を、有機體は肢體を統制するが如く國家も個人的存在を統制する、より、高い倫理的な、力でなければならぬ。此の有機體的倫理的、且つ目的論的考察に基く國家觀によれば、マンチェスタア派のそれに相對して個人の自由な活動を拘束する國家の積極的活動を是認する充分な根據が與へられる。自由は放恣と同一視されてはならぬ、又抽象的觀念として認めらるべきでない、眞の自由は、自己自からに世界に於ける正當なる地位を與へんとする、倫理的智的完成の中に在る。しかし之れは、同時に人間的局限の本體から結果する、就中總體的生命を組織する事から生ずる拘束を自からに置くものである。

次に「勞働者問題」は此の問題を單なる經濟問題とみないで倫理的文化的問題とみ、此の問題の解決を經濟學が成就し得るとせば、經濟學が一つの倫理的世界觀の熱情によつて擔はれたる時に於いてのみである、と云ふ。シュモラアは自由放任が多くの潛在的勢力を開放して多大の進步への貢獻を成就した事を否定しない。職業自由、自由移動、定住の自由、結婚の自由等は勞働者にとつても確守すべき成功

である。しかし生産及び消費の增進以外に、之れは弊害を生じたので、文化生活の調和に反する、從つて一般の意識及び生活に一つの反動を（改良への萠芽をふくむ反動を）呼び起すに至つた。吾々の時代を昔の樣に諸種の社會階級の對抗で覆滅せしめてはならぬ爲めには、下層階級を精神的道德的に向上せしむる義務を認めねばならぬ。少くとも上流階級は此の向上を妨げてはならぬ。健全なる發展は、間斷なく常に益々多くの人々が人類共同のあらゆる財貨に參加させられる運動を、偏狹な利己主義によつて阻まざらんことにある。之れが爲めには、人間、殊に工場主と勞働者とが、一個の經濟上の契約關係の兩當事者として丈けで、その利害關係は相互に對立してゐると云ふ樣に、對抗させられ、彼等の契約の內容には、常に需要供給の一時的關係が之れを決定すると云ふ等の事なからしめるのが必要である（註三）。需要供給とは唯の外的現象である。是等數量の決定原因は倫理的心理的な全文化生活の中に橫はり、此の生活へは、人間は自由構作的に立入る事が出來る。現時的數量は可變しないとしても、此の決定原因は人間の働きかけに對して開放されてゐる。經濟生活は先づ最初丈けが自然的外界的條件と事實とに依據する、是等の條件及び事實は、分配よりもむしろ生産を左右する。經濟生活の倫理的形成は可能である、經濟學に於いても身體を創造するものは精神であつて、故に改良が、唯單に外的に丈けでなく、何ものかを下層階級に提供する時にのみ結實する、改良は內面的に改變せねばならぬ（註四）。此の目的に從つて手段が選ばれねばならぬ。此の手段に就いてはシュモラアは組合制度を論じ傭主の福祉施設を論ずる、そして後者は、傭主に、道德的義務の遂行と永續的個人的利益の追及とは相合致する事を證明する。

此のシュモラアの著作は誠に反自由主義的なものであつた。方法論上に於いては抽象論を排し、自然法を以つて單なる經濟生活の合法性以上のものと解する場合には、之れを拒否し、調和論的獨斷の固守に替るに、社會改良の必然を說いたにも拘らず、未だ機熟せざるものゝ如く、表面上の正式の斷絕は布告せられなかつた。此の間、宗敎的外衣に覆はれて其の意義を隱されてゐた一片の所論があつた。之れはエルヴォン・ナッセの一八六八年「內地傳道大會」上に於ける講演である（註五）。シュモラアの云ふ、勞働問題の解決に當つては勞働階級の精神的知識的向上を以

つて勞働に對する需要の增加より以上に重要な意義ありとした見解は、此のナッセの勞働問題は社會組織の問題であるとの見解中に再び現はれる。此の問題の意義は、社會の組織を唯單に、國民生活の全般の關係を度外視した考察によらずに、此の全關係と最も密接に結合して觀察する場合にのみ認識される。勞働者の經濟上の地位は昔に比して向上した。賃銀もほゞ全體を通じて增進した。しかも勞働問題が日常焦眉の難問題となれる所以は、ナッセは、之れに對へるに、傭主に對する勞働者の關係は、勞働力の賣手買手の純然たる經濟的關係になつた、而して此の變化は、法律上の平等を唱へるが兩當事者間に何等道義的結帶の存在するを否定する思想によつて促進されてゐると。多くの學者は自由競爭によつて代價決定が最も公正なる決定をみると考へる、しかし中世紀的拘束を以つて警察的後見制よりも自由競爭の開展を以つて良しとする此の傾向は、ナッセの見解に從へば、誤りである。何故かと云へば彼等は勞働契約に際して兩當事者が平等な對立をしてゐない點を看過してゐる。即ち第一に、傭主は此の交渉に際して實際多勢の勞働者と交渉し得る、之れ傭主にとつて第一の利益である、第二にいづれの價格競爭に於いてもであるが、如何なる條件でも自分の商品を手離なさなければならぬ者、換言すれば、提供せられた價格が不滿足なる故に、一時、賣方を手控へて、希望の値段の出現を待つと云ふ、ある時間手控の出來ない者は、此の決定に於いて不利である。此の點に於いて勞働力の即時賣却によつて生命を維持する勞働者は不利益な立場にある。第三の點は、傭主は如何なる場合に讓步すべきか、其の時機の判斷に於いて勝れる。最後に、契約が成立しない場合には、勞働者は賣却代金そのものを失ふ、然かるに傭主は、その收益を損失する丈けで、之れは、增加した事業經營によつて間もなく損失を補塡し得る地位にある。又從つて、勞働契約の締結には兩當事者が同樣な力の强制を感ずると云ふのも嘘である。

要するに勞働關係には市場過程から發生する丈けの經濟關係を見る丈けでは不可である。其處にナッセはより强い一個の共同生活體が在り、人間對人間の道義的結合が成立する。故に倫理的要素が經濟生活にも作用しなければならぬ。利潤分配制企業、勞働者團體、共同組合等新經濟形體は喜ぶ可きものであるが、其の發展には高度の共同心、全參加者の嚴密な道德的共同生活が基本條件である。是等

の計畫が有する社會改良實現への意義が說明され、それを受認する事は就中勞働傭主の義務として認められる。此の義務たるや、大勞働主の地位、更に彼の所有そのものが定めるところのものであると說く。しかも亦之れによつて、本來の經濟上の利益が生れるであらう、例へば勞働時間短縮の結果として總生產額の增進が結果する。或ひは賃銀の增加も終局には、永續的傭主の利益となるであらう。生產能力の增進は倫理的根據から要求される熟練化によつて生ずるであらう（註六）。

註一　Bernhardi: Versuch einer Kritik der Gründe, die für grosses und kleines Grundeigentum angeführt werden.

註二　Philippovich: Die Entwicklung. 邦譯「一一八頁以下

註三　Auch "der Menschen Denken und Handeln Muss auf die Quantitätsverhältnisse der Volkswistschaft, auf das Angebot an Arbeitern und an Kapital so wirken, dass diese selbst nicht einer Gestaltung unserer sozialen Zustände nicht in Widerspruch geraten." Im Treitsschke-Sendschreiben (Grundfragen· S. 127) wird der Grundgedanke der "Arbeiterfrage" so formuliert. シュモラーは一八七四年なほ此の自分の意見を支持すると云ひ、唯、當時は幾分樂觀的であつたと附言してゐる。

註四　In L. v. Slein fand Schmoller einen Bundesgenossen in seiner Betonung der geistigen Hebung des Arbeiterstandes. Stein sagt: "Der geringste Lohn wirdimmer die mechanische sein, er kann nur steigen mit dem freien Wert der Arbeit," und dieser "freie Wert" ist ihm das geistige Element in der arbeitenden Tätigkeit, welches einen Wert über die Deckung des Existenzminimums hinaus erzielt. Den Arbeiter immermehr fahig zu machen zur Erzielung solcher freien Werte sollte eine der ersten Aufgabe der Volkswirtschaftspolitik.(E. Cornad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 8-9.)

註五　Hans Gehrig: Die Begründung. S. 143. fin. 2.

註六　ナッセの所說は今日では常識的なものであらう。又純經濟理論的の價値を云ふ必要もない。唯之れが國內傳導協會の集會席上の講演だと云ふ事を以つて、其の世間的影響は反自由主義的倫理主義の方面に相當の效果があつたであらう。しかもナッセの所說は、自由主義經濟論客の生產第一義の見地を無視してゐない。此の點は未だ徹底せざるの恨がある。

九

此の社會改良の、社會的協力に對してシュッフレは一八七〇年「資勞の對立を緩和する講演」に於いて國家及び文化的勢力の協力を說いた。此の世間的な宣傳的な活動と歩を共にして同年（一八七〇）シュモラアの「十九世紀獨逸小工業史」が現れた。此の著書は、自由放任論派に對して、明白なる絕緣を表明したものとして別の意味の意義がある。

此の著の序言に於いてシュモラアは獨逸經濟會議及び自由放任論の消極的改

良による社會的貢献を認めると雖も最早、經濟的自由放任が社會的弊害を除き得るとする樂觀論に組し得ざる旨を述べる。(s. X—XI)彼は一利己的一階級的關心の追及が科學的研究に於いて完全に立證せられた存在であり、しかも其の上、全體の福祉國家の利害と相一致すると爲す所說を以つて最も危險なるものとみた。(s. XI—XII)而して彼は此の研究及び其の他を通じて漸く彼が育てられたる自由主義經濟主義理論より轉化せんとするものであるが(s. VII)茲に、囚はれざる研究の必要と其の所產の勇敢なる發表とを强調する(s. XII)(註一)。

『囚はれざる一研究は、あらゆる學派的理論及び關心より解放されて、事物そのものに就いて直に發足せんと力めるものであるが、之は大部分のものを、黨人的或ひは階級關係者の立つ見地の外に立つて觀察せんとする。此の研究は、是等兩者の側に、一面には錯誤を他面には正當なる動機の存せるを見出すであらう、そして、此の研究が特殊的利害的でなく誠實に行爲すると云ふならば、之れを公明に宣言せねばならぬ。政黨及び經濟的階級の如きは、其の爲めに滿足せぬであらう、誠に何れのものを滿足せしめずして、反つて凡べてを出し拔けに侮辱する危險がある。しかし學問は之れに就いて恨む事はない。學問は政黨に役立つものではなく、其の上に超越するものであり、それが有する目的は、唯に其の有するあらゆる手段を緊張させて、誠實に眞理探求に努力する事である』(XII)

かゝる氣概を以つて研究をはじめてこそ、アダム・スミスの學說を越えて進む事が出來る。此の超越も亦、『過去の、殘存した制度の不當なる稱賛』によつて求めらる可きではなく、『精密なる研究』によつて成し得るものである、茲に云ふ精密なる研究とは『倦まざる勞働によつて個々の範圍を順次に整頓し、あらゆる社會上の問題の密接なる關係を肯定する大思想を常に確守し、就中、より深遠なる一見解の根本思想、即ち國民の經濟生活はその精神的生活と必然的統一及び脈絡ありとの考に對する確信を常に見失はざらんとする』ものである。(s. XII—XIII)

シュモラアは之れによつて其の研究が倫理的經濟學の樹立に貢献し得るやを希圖してゐる(一八六九年序言參照)。

更に吾々は後年社會政策理論の驍將となつた此の著者が、既に『十九世紀獨逸小工業史』の結論に、社會政策理論の核心を暗示せるを窺つてみたいと思ふ。

『手工業の危機はそれ丈けの問題ではない、吾々の全經濟上の關係の全般的變化の一結果に過ぎない』。技術、交通の大變革、人口の急激なる增加、農業及び全產業立脚地の完然なる變更、生產要素組織の改變、階級關係及び所有關係の改變、別種な經濟政策等々が現代の社會的問題を惹したのである。是等諸種の事情は其の作用一樣でない、殊に、之れが社會の各員に及ぼした影響に就いてみれば、或者には有利に或者には不利に作用した。『財產及び所得關係の完全なる新形式は、唯特殊に經濟上の原因ばかりでなく、又他の原因にもよるものであるが、個々の階級身分を或ひは安樂なる地位に置き或ひは悲慘なる貧困な地位に置いた。消費生活を觀察すれば如何に福利增進に社會階級が不平等な分子を得てゐるかゞわかる、其處に光、此處に蔭、其處に最大の進步、茲に停頓又は不景氣がある、之れが現代の姿である。『樂觀的「文明謳歌」は之れを吾々が如何に立派に齎らしたか、丈けを見る、成程、偉業が起り達成された事は否定され得ぬであらう。唯因はれざる注視をすれば、吾々は未だ尙ほ、動亂過程の最中に在る、健全と不健全との兩要素の鬪爭、新しき德性と新しき惡德との鬪爭の最眞中にある事を容認するであらう。新しく人類が引移つた、新家屋には、未だ家內規約が、決定的に定められてゐない事を容認するであらう。此のより立派により大なる屋敷は人類の幸福とならう。しかしそれには先づ、將來の時代が共同生活の規則、道義や、此の新建築への居住が全部、少くとも最大多數の祝福となる樣な、見解とを自から完全せしめるであらう。』

國民經濟を以つて其の歷史的發展に於いては自働的に常に自から調和的に運轉する機械だと思ふ者は、技術的、其他の進步丈けを見て、此の機械によつて同時に多くの著しい弊害の生じた事を容認しない、日々に增大して行く財產及び所得分配の不平等を認めない、此の外的經濟生活の全飛躍を補足する爲めに、吾々の德義風俗、吾々の法律、道德意識に同じ樣な飛躍がなされると云ふ事を認めない。そして斯の如き飛躍は、之れが實現される迄には數十、數百年の長き歲月を要すべく、兎に角、今日には、いづれにしてもいまだ此の飛躍が少しも行はれてゐないと云ふ事に對して不知を示す者である。

『之に對して逆の見解をとる者、即ち、國民の精神的倫理的內的生活と法律及び經濟の外部的體成との間に脈絡を認める者、他の要素と同じく此の要素も獨立に活

動し得る事及び比較的高層の階級の義務感は、技術上の平均的教育が比較的下層の階級に入り難いと同じ樣に新時代の者には這入難き事、等を知る者は、吾々は目下社會的混亂の中に、社會階級の鬪爭の中にあると云ふ事を非常に判然と、必然的なものだと見出すであらうし、又內部に毫も脈絡なき諸原因の結果が完全なる調和的發展だとは少しも期待せぬであらうし、又吾々の外的な經濟生活の全改變を以つて之れにて既に又絕對的に正しき倫理的法律的文化形式を見出したとは想はざるであらう。

『純粹な學問は、故に、此の立場に於いて現在の社會生活の全基礎を問題にする事を避けないであらう、そして、此の新しき吟味に堪えたるもののみが、實に殘る可きである。』

しかれども此の純學問は、現在の急進な經濟論客の有する特殊な矛盾を犯すものではない、彼等は簡單に現在の私法、國法を以つて（又かく觀る事には正當な點もあるが）、維持し難き歷史的には時代遲れのものであるとして之れに反對する、しかるに他面には、偶然に今日かくも確立された私有財產の制度の前には、又今日偶然に成立してゐる勞働雇傭の債務法は之れに手を觸るべきものではないとして、此の前に立ち止まつたまゝでゐる、故に是等の點に於いて、唯に保守的であるのみならず、過度にまで反動的であり且つ舊式信者である。吾々は無造作に此の制度の諸形式それ自體を攻擊し樣と云ふのではない、是等は又今日の體形に於いては、歷史的に生成した、一定の事情と道義とによつて條件づけられた制度であり、しかし常にあるが儘にあつたのでもなければ將來必然にかくある可しと云ふものでもない、一定の與へられた外的內的關係の下に、社會にとつて最善の法的形式である時にのみ、其の內的是認を保持する丈けのものである』（六六〇—六六四頁）

シュモラアは此の著に於いて小工業企業者の壞亡を語る。しかし彼等自身に此の壞滅の責任を正さしく負ふ可きものは無いと觀る。斯くの如くして中產的小工業者は、何等自己に罪過なく貧窮に陷るに對し、他方には、個人的の貢獻の明らかなるものないのに巨大の財產や唯物的奢侈の發生を促す社會となつた。（六七一—二頁）

『國民の意識は、財產及び所得に於けるかゝる不均等を惡くないものと見るであ

らう、即ち之れは、少くとも大略は個人的特性に、當面者の、又は社會階級の道義的精神的貢献に一致する所のものであると。余に云ふ、大略には、と。蓋し全然斯くの如きは事實でもなからうし、事實でもあり得ぬ。現在せる財産分配は、一部は、常に數百年昔からの權力に、諸種の偶然に、又法律や經濟的性質を持たぬ出來事に遡及せしめらる可きものである。しかし先づ大體には、事物の定例的經過の中には、巧妙なる者が儲け、巧妙ならざる者が貧乏する。唯、此の極めて不明確な解釋による道義的思想を基礎として、其の誇張に於いて既に眞實でなくなつた主張、あらゆる價値は勞働に一致すると云ふ說が出來てゐる。若し此の說がその事實であれば困難な社會的問題は起る筈がない。しかも是等の諸問題は、政治上法律上經濟上の性質を持つた有力な大きな出來事が一方には財産と所得と、他方には個人的貢献とを置いて、この間にある調和を完全に破つてしまつたか或ひは少くとも多少共に曇らし覆してしまつた時には、正しく發生して來るものである。現代は、此の關係では多くの矛盾した事實を示してゐる。』（六七二―六七三頁）

彼は進んで農業勞働者工場勞働者の狀態を物語る。賃銀勞働者にせよ、農民にせよ、又は近代的成功者の內に算へらる可き事業家にせよ、彼等の繁榮又は沈淪、そのいづれも、主として當事者の個人的效果よりは、他の事情、偶然又は國家的意圖による所多きものと見る。（六七三―七六頁）

個々の點に就いては兎に角全體としては、所有及び所得關係の增大的不平等は、斯くの如く、之れに對する個人的貢献個人的責任の不調和と共に、甚しくなつて來たと云ふことが出來る。しかし此の事情が、よし、その說く如く不平等の內にも貢献と效果との相關的一致がある事を示しても、更に著しい結果は、此の不平等の第二段に就いて現はれる、即ち中產階級の滅亡は、現代の社會的政治的危機を孕むのである。何故に中產階級の滅亡は社會的危機となるか、即ち貧富の著しい懸隔によつて二大階級が對立する、一方は奢侈と貪慾と放縱とを、他方は貧窮と猜忌と無知とを暴はし、共に惡德悖德の限りを盡してゐる、此の階級的隔絕は一般には、下より上に自己の努力を以つて昇り得ざるものであるに、下屬階級は、社會的出世の模範としては、腐敗極まる此の上流階級をしか有たぬ。世相は斯くの如くして惡より更に甚しき惡へと赴かねばなるまい。此の結果上より、或ひは下よりする社會

革命、共産主義の革命となり、全體的顚覆か暴政かに歸著し無所有者に勞働なくしてパンと娯樂を與へんが爲めに所有者を掠奪する事となる。

シュモラアは革命の效果に就いては論じないが當時の一般的傾向に從つて之れを忌避すべきものと觀てゐる事は前文の調子に明らかである。從つて之れが對策として、目に增し增加する貧富の懸隔を防止する策として、今日現存しつゝある手工業者の維持を出來る丈け努める事を以つて最も重要なる實際問題であるとした。

今日既に此の目的の爲めに色々の計畫が爲されてゐる、其の中最も重要なのは共同組合運動である。しかしシュモラアは此の運動の出發する根據、此の問題の解決を判斷する見地が未だ充分なものでないと觀る。如何なる見地かと云へば、之れは自由主義の見地である。即ち舊來の拘束的束縛の解除を要求する以上に積極的責務の否定に迄で行き過ぎた自由主義が其の根據及び見地に外ならないからである。社會に自由意志に基く機關の存在せざる時には、國家は少くとも其の手に此の積極的責務を納め、新しき法律によつて、積極的な法律によつて、常に短見的な主我的傾向に對して働きかけねばならぬ、此の積極的責務―之れを自由主義は否定せんとしてゐる。此の立場こそ、今日の對手工業者の救濟策をして有效のものたらしめざる原因である。急進論者が舊來の風習慣例の打破にのみ懸命せる時なればこそ、此の積極的責務の通貫に努力するのは中間政黨及び高義の自由主義の仕事でなければならぬ。（六七七―九頁）

『政治的經濟的自由の旗幟の下に、人々は常に、尊貴なる、理想主義的なる、凡べての思考を結合してゐるものと見る樣である。しかし個々の自由の具體的實行は現實と云ふ實際的地面を離れてはならぬ、如何なる人間、如何なる關係を對象としてゐるかを常に注意せねばならぬ。現代の要求する經濟的自由、之れは抽象的には毫も不正ではないが、常に到る所で適合する型でもない。之れが正當なりとせらるゝのは、勤勉、奮鬪、責任、自己負擔等の經濟上の德性を進める場合にのみ限られる。殊に之れが萬人又は大多數の者の利益となるが如き負擔輕減に關するに於いては益々祝福される可きものである』（六七九頁）。

しかるに實際に於ける自由とは、如何、

『或者は自己の特別な營利、商賣上の利己的見地から、全體の者に利益を、個人の放縱なる營利慾には損害を與へしめんとする、道義的法律的拘束及び統制の廢除をのぞむ。彼等は大衆を無遠慮に搾取し、屢〻雇はれて節操なき御用新聞を通じて支持され乍ら、之れが全般的利益をはかりつゝあるのだと云ふ事を輿論に知らしめんと努める』（六八〇頁）。

シュモラアは自由競爭等に附帶して公明の倫理的義務を說く。公明の道義を欠く者は、暗陰と不透明の中に活躍して公衆を僞瞞し搾取するものである、彼等は自己の僞善を表明せしむる有力な機關を有する、公衆の無知は又、之れに瞞着せられて毫も悟る所がない、斯くの如き事情は、自由競爭をして其の弊害のみを逞ふせしめ、引いては警察的取締の必要を將來せしむるのである。

『斯くの如きは、營業の自由より、遊戲の自由へ、詐欺的破產を爲す自由へ、最後には犯罪の自由へと導びく急勾配の道である。しかも人々は此の犯罪の自由によつて、完全に犯罪を除く事が出來ると保證し得ると云ふのである』（六八一頁）。

現實に於げる自由競爭は尙ほ別に弊害を有する、それは、英獨の鐵製品の競爭の場合と異つて傭主と勞働者、主人と召使の場合にあつては不均衡な相手を同一競爭場裡に立せるからである。

『此の場合に於いても非常に良好な德義的、經濟的關係があれば、絕對的自由は最善なものたり得る。しかし極めて屢〻、經濟的自由は、完全なる抑壓と殘酷なる搾取とを意味するに外ならざるものである。』

眞相を公明にする機關が上流階級の掌中にある、又下層階級の何等かの機關は、不誠實にして野望ある指導者の粗野と俗惡とによつて歪められ、標的を越しすぎたり、しからざれば良きものをあまり屢〻、不信用とするに至る。かゝる事情にあるが故に全國民の倫理的將來の擔當者として國家が全般的利害の爲めに何とか干涉せねばならぬ事情にある（六八二——三頁）。

國家の干涉は自由主義者が官僚的として嫌忌する所のものである。シュモラアは民主的制度及び地方自治團體又は自由意志的機關の活躍を期待する。しかし乍ら、事、所有階級の階級的關心に關する場合に於いては、國家機關の必要は缺く可からざるものとなる。而して自由政黨者が官僚主義として貶す所のものは、對

政黨的策略によるものであつて、若し彼等が政權獲得の曉には、今日非難する所の政策を自から行ふに至る可き事は必然である。

又國家干渉を社會主義的であるとする非難がある。シュモラアは所謂社會主義なる非難が雜多な傾向を一括して社會主義と批評せる事を指摘し、彼自からは、日々、此の利己主義的ブルジョワアに對して浴せかけられる誇張した輕蔑には組せざれ共、從つて又、社會主義的政策に對しては、反對であるが、財産制度そのものゝ性質よりして、財産權に干渉する事は毫も以つて直に社會主義的として誹謗し去る可きものでないと觀る。

『財産制度は絶對的のものではない、財産制度の價値は、之れがその個人の貢獻によると云ふよりは、社會の結果である、各個人は社會及び國家に對して非常に負ふ所多いものであるから、彼の所有財産は全體に對する廣汎なる義務と負擔と一緒にして始めて考へらる可きものである。』

拘束干渉は平常時に際しては相當の限界におかれる、しかし非常時に際しては、此の限界が擴大されて毫も不當ではない事、之は國防義務が戰時に於いて生命の犧牲さへを要求するのに比して考ふ可きである。故に全體の爲めにする最少の犧牲を要求する事を不合理な社會主義的思想であるとする財産說は如何にも憫笑すべきものである。

『何處かに於いて、經濟上其の他の理由によつて階級的所有的關係が非常に不正規となり、爲めに國家社會の將來が脅かされるに至つたとすれば、しかる時は、志操の高い政府は立法によつて干渉をする。充分なる吟味の後に諸政策を確立する。之れを整頓して實行せしめる。しからば常に個人的利害が損ぜられるであらうし、損害を蒙れる者は常に此の暴行に對して訴へるであらうし、更に進んでは壞滅に至るものがあるであらう。しかし後年の囚はれざる歷史家は、かゝる政策を以つて有害なる社會主義的なものとして否定しないであらう』（六八七頁）。

『若し事態が著しく惡化して非常に根本的な改革を必要とするに至らば、かゝる時に用ひらる可きもので、比較的輕易の手段を以つて對策となし得るものである。

改革を實行する見込みは益〻少なくなるであらう、元來大規模な改革は一つの深く動搖せる時代、長い或ひは短期間の暴力獨裁を招來する樣な政治事情にのみ適當する。自由なる議會主義の憲法はかゝる深刻な社會鬪爭の結着の爲めに作られたものではない、蓋し、かゝる場合政黨の鬪爭は激烈なる階級鬪爭に變ずるであらうから。』

『しかし既に述べた樣にまだそれ程深刻な改革を問題としてゐない。溫和な手段で足り、現存せる所のものに結びつける事が出來る。若し現在せる所有分配に外的干渉が加へられる事が避けられ得るならば、それが結構である。蓋し、かゝる干渉の心理的作用は極めて問題であるから。産業生活の改革に就いて茲に論じてゐるのであるが、産業生活にとつては、所有と云ふ事はそれ程重要なのではなくて、人格的資性がより重大なのである。手工業者の精神的技術的向上、惹いては勞働階級のそれが到達せらるれば、之れによつて最も重大なるものは成し遂げられたのである。先づ第一に、人々を、異つた社會的習慣、異つた家憲的道義、より廣い達觀、より高い技術教育に教化する事を問題とする……だが之れが爲めには個人的力は不充分だと云はねばならぬ。營業の自由、金融の自由、結婚及び定住の自由が得られたらば、之れで凡べて、必然欠く可からざるものが生れたと考へてはならぬ。他のものは、自から生ずると信じてはならぬ。いつでも、此の否定的消極の行爲に對して積極的活動が添はねばならぬ、そして此の活動には、個人、組合、學校、教會、地方自治團體及び國家政府が協力せねばならぬし、又一部ではあるが新しい機關官廳と法律とが爲めに欠く可からざるのである』（六八九——九〇頁）

シュモラアは更に社會問題の證左として人口問題、結婚問題に言及し、更に産業生活上に及ぼす實際上の諸施設を說き、工場法の意義は個々の命令及び禁制に存せずして、寧ろ、工場主及び勞働者の道義的見解を常に改變せしむる教育的效果にありと說き、更に轉じては、是等國家の施設と關聯して、自主自助の制度と國家救助の手段との差異に論及する。此の點については自助の效果を認めたけれどもシュモラアは上流階級の善に期待せず、下層階級の精神的自主的高上に期待せざるが故に國權主義的である。自助と國家補助との兩者を對照とするが如きは誤り且つ不明瞭なものである。シュモラアは共同組合の組織に於いて、シュルツェ・デリッ

チが組織し様と、國家の工場監督官が之れを組織し様と效果は同じてあると觀る、即ち共に倫理的動機に馳られて、より高い教養が下層階級に作用し之れを教化向上せしめるのであると觀る。

シェモラアの本書は更にその主眼たる手工業者救濟の對策を論じ、最後に普魯西政府の國家としての崇高なる職責に論及してその結尾としてゐる。

即此の本書に於いて後年所謂社會政策論の概略が既にほゞ盡されてゐるのをみるであらう。

註一　Roesler: Über die Grundlehren der von Adam Smith begründeten Volkswirthschaftstheorie, 1871. S. 2.
Der Widerspruch dagegen, der gleichwohl mit der Zeit immer entscheidener, heftiger und gründlicher auftrat, wurde mit dem Anathem belegt, und dieser Verhalten wird in gewissen, selbst akademischen Kreissen, bis auf den hewtigen Tag fortzusetzen gesucht.

一〇

本稿は更にレェーズラアのアダム・スミス經濟學の批判やブレンタノ勞働組合論に言及し、更に「社會政策學會」の成立以前に及ばんとするつもりであつたが、紙數の超過を恐れて、茲に一先づ擱筆する。しかの所期の目的である、自由主義經濟論對社會政策理論の對照は不充分ながらも明らかにし得たと思ふ。

例へば、自由主義經濟論は、自由放任政策の根據として、個人主義社會哲學を持ち、人間活動の自利的動機を抽象し、其の作用が最大の效果を自然的に收め得る事に自然法則の作用を認め、又、從つて經濟活動以外の動機は全然無視せざるにしても、之れを次序的と認め、且つ經濟的福祉即社會進歩の考へに於いては經濟主義の見解をとり、且つ又生産第一主義に立脚してゐる。

之れに反し、社會政策的理論は、社會哲學上に於いては全體主義（ユニヴァサリズム）の傾向を示し、社會或ひは國家は文化進捗の擔當機關となし、自然法的社會現象を否定して、人間意志及び文化活動に立脚する活動現象を認め、且つ具體的歸納的方法を以つて對立してゐる。生産主義に對しては分配制度の重視を說き、經濟主義に對して文化、倫理其の他の諸人間活動を竝列せしめて、自制的動機の單一的抽出を以つて不可とする、換言すれば、方法論上に於いては經濟學と倫理學とを混同してゐる、人間の全生活方面を交叉關係と觀て、其の方法論上の分離をはからない。

斯くの如きが自由放任論及び社會政策論の對照である。政策理論としての當否はいづれにあるか、之れは當然、經濟學が規範的科學なりや否やの問題とは別問題である。經濟學には倫理的價値判斷的動機が加はらぬと云ひ、加ふ可しと云ふ論爭に對して下された批評は、そのまゝでは、政策理論の論爭に適合するものではない。此の兩政策理論、いづれの行方を以つて是とするやに就いての斷案は今暫らく、之れを避ける。政策論は、一方、諸般の現實的事情や他の動機の作用を考察する必要があると共に、各〻有する理想によつて導かれねばならぬ。しかし又、如何なる政策をたてるかと云ふ問題は、政策其のものの理論、政策とはどんなものか、政策理論は如何なる方法によるものか、の問題とは別である。前者は實際的諸政策の問題であつて後者は政策理論の科學的研究の對象である。自由放任政策と社會政策とは第一の點に於ける差別以外果して第二の點、即ち政策理論として、其の研究方法の行き方がどれ程迄異なるか、之れが殘された問題である。（了）

正統派經濟學批判者としてのシスモンディ

——特に彼れの恐慌論を中心として——

永田清

本稿は東京帝大に於るフランス學會講演會に於て用ゐたる講演草稿の一部に加筆補正を施したものである。

一　序言

シモンド・ド・シスモンディがリカアドオに答へた言葉に「何。然らば富が一切で、人間は絶對に何物でもないのか」（註一）といふのがある。この言葉は、彼れがアリストテレスより借り來つて正統學派の異名とした《l'école chrématistique》（註二）の意味を最もよく表明するものであらう。彼れは自己の主著に「經濟學の新原理」《Nouveaux Principes D'Économie Politique, ou De la richesse dans ses rapports avec la polulation》なる標題を掲げた。何故に新原理と稱するか。彼れは謂ふ、「稍〻漠然たるこの標題の爲めに、該書は單に新刊の經濟學入門書にすぎないと思はしめるかも知れぬ。けれども余の抱負は遙かに高い。種々なる理論の研究によつて余は經濟學を全く新しき基礎の上に建設したと信ずる」と（註三）。